

平成23年6月20日

総務大臣 片山 善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書

平成23年5月18日付け諮問第2005号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

山口ケーブルビジョン株式会社の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁定することが適当である。

以上

主 文

株式会社福岡放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信しようとするテレビジョン放送
北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送
- 2 再送信の業務を行おうとする区域
山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。
なお、上記1のテレビジョン放送の再送信は区域外再送信となるため、山口ケーブルビジョン株式会社は、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再送信に利用するチャンネルの配置等について配慮をすること。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成5年4月8日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

FBSに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成21年6月から1年半以上の期間（デジタルテレビジョン放送の再送信に関しては平成22年10月以降）、FBSの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を継続してきた。また、並行して山口県内の地元放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、FBSは、

- ・まず地元放送事業者の同意を得てからFBSに再送信同意を求めべきである。
- ・山口県の同系列の放送事業者（山口放送株式会社）とFBSは同じ放送内容であり、地元放送事業者の意向も無視はできない。
- ・市町村合併の有無によらず現在アナログ放送の再送信を行っていない地域は不同意とする方針である。
- ・福岡県との地域一体性があるのは下関までである。スピルオーバーが

存在する地域があることについては認める。

- ・著作権・著作隣接権の処理について、有線テレビジョン放送事業者も適切に対応する必要がある。
- ・総合放送4系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。

等とした。これに対し申請者は、

- ・地元放送事業者は当事者ではないので同意はFBS単独で考えていただきたい。
- ・FBSの放送対象地域と申請者の業務区域の間に地域関連性がある。
- ・受信者の利益を保護する立場から同一行政区域内での情報格差は到底認められないものであり、視聴習慣を尊重するべきである。
- ・福岡県の放送事業者しか放送していない番組もあり、百貨店やイベント、美術館、博物館等の情報量が地元放送事業者の放送と大きく異なる。
- ・山口県は福岡県と非常に近いとの距離感覚を持っており、地域の一体性が高い。
- ・著作権5団体の著作権料を支払っており、著作権法の改正等にも対応している。著作隣接権についてもケーブルテレビ連盟で全国統一されたルールにより対応している。
- ・長年の視聴習慣を踏まえ大臣裁定を視野に入れて区域外再送信の問題を速やかに解決するよう宇部市、美祢市、山口市及び防府市の各市長から要請を受けている。
- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等として、当事者間での協議は膠着状態で進展がなく、協議終了を確認したため、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

FBSが、平成23年4月28日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

(1) 協議の経過

FBSと申請者との間において、平成21年6月4日以降、計11回の協

議を実施してきた。5回目の協議である平成22年10月27日に、申請者はデジタル放送の再送信を行う要望を行ったのに対し、FBSは、大臣裁定になれば、申請者の主張に対し反論する旨を説明した。その後、11回目の協議である平成23年3月28日の協議においては、申請者は大臣裁定申請を行う旨の説明を行ったのに対して、FBSは、国の判断を仰ぐしかない旨説明を行った。

(2) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

○ 放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

再送信により福岡県情報が氾濫すればするほど、再送信先である山口県の購買力は流出し、山口県の文化や歴史、行政に対する関心の低下を招く。こうした結果、疲弊するのは山口県勢であり、ひいては山口県民である。多発する災害時には、市町村単位の細やかな警戒情報や被害状況、ライフラインに関する安心安全情報の提供は地元放送事業者にはできないが、区域外再送信による放送の視聴により安全安心情報が山口県民に届かないおそれがある。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・平成17年国勢調査によると、申請者が業務区域とする山口市、防府市、宇部市及び美祢市（旧美東町及び旧秋芳町）と福岡県との通勤・通学者数については、各市を常住地とする通勤・通学者数のうち福岡県に通勤・通学する者の数の割合及び各市への通勤・通学者数のうち福岡県から通勤・通学する者の数の割合がいずれも全体の約0.5%にも達していないことから、常態的人的交流は認められない。
- ・平成19年度山口県買物動向調査によると、申請者の業務区域にある世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、山口市約0.4%、防府市約0.5%、宇部市約0.8%及び美祢市約0.4%といずれも1%未満であり、消費活動の流出割合からは、福岡県と各市の生活実態上の関係性は認められない。
- ・FBSの北九州デジタルテレビジョン放送局では、山口県側には電波が極力飛び出さないように抑制して送信しており、放送区域は下

関の一部までとなっている。申請者の業務区域はFBSの放送区域から外れており、周防灘沿岸に近い地域ではブースター等の使用により直接受信が可能であるが、ほとんどの業務区域において直接受信はできないと推測される。

- ・ 歴史的経緯から見ても、地域的に一体性があるのは、関門海峡を挟んだ下関市までであると認識している。
- ・ 申請者が業務区域とする山口市（旧阿東町を除く。）、宇部市の一部、防府市、美祢市の一部（旧美東町）にFBSはアナログ放送の同意を出しているが、これについては、地元放送事業者が2者しかない時代に、難視解消や情報格差の是正の観点から同意を出してきた歴史的な経緯がある。現在、山口県に系列局がないフジテレビ系列の株式会社テレビ西日本による放送の再送信が行われていることから、総合放送4系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしており、情報格差は解消されている。

3 判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で、放送の地域性に係る意図の侵害が、再送信に同意をしない正当な理由に該当するかについて、下述のとおり判断を行った。

FBSの主張は2（2）のとおりである。

「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）（平成20年4月策定）を踏まえ、FBSの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度及び「受信者の利益」（受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること）の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が「正当な理由」に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求め

られていることを前提とし、FBSの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

FBSは、2(2)アに加え、意見書及び平成23年5月30日付けの追加資料(RKB、KBC及びTVQから援用したものを含む)において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・山口県の県内のニュース、災害情報が放送されないことにより、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感とのずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・山口県の地域特性や歴史、県民性などを斟酌しない番組内容になる可能性があり、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感との間にずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・放送による被害が発生した場合、放送対象地域を越えて責任が発生するため、賠償リスクが高まる。
- ・山口県内におけるドメスティックバイオレンスの被害者、事件の告発者などが、福岡県内における放送については了解するものの、山口県内においては放送の見合わせを求めてくる場合があり、再送信により、取材対象者のプライバシーが侵害され、FBSは番組編集上の意図を侵害されるばかりでなく、放送責任を問われる。

等とし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再送信ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広く国民に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」ととどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当であるとされている。なお、再送信ガイドラインにおいては、当該判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求められていない。

再送信ガイドラインに従えば、FBSの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、FBSの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとはまでは言えないが、「放送の地域性に係る意図」の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再送信に係る「受信者の利益」(下述②)の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再

送信に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とFBSの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、再送信ガイドラインがいうところの「一見明白に遠方」にあるとは認められないことから、FBS及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とFBSの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成17年国勢調査によれば（※）、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への通勤・通学者数はそれぞれ235人、78人、319人及び40人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.2%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への通勤・通学者数は、それぞれ315人、91人、295人及び26人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.3%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。

※合併後の現在の市町村の区域について算出したもの。

評価の参考とするため、二県で一つの放送対象地域となっている岡山県と香川県との間の交流状況について同じ割合（相手県への通勤・通学者数が自県に常住する全通勤・通学者数に占める割合）を算出すると、岡山県から香川県への通勤・通学者数については約0.2%、香川県から岡山県については約0.3%となり、申請者が業務区域とする各市と福岡県との間の通勤・通学の状況と同程度であることから、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性と関係が深い人の交流が申請者の業務区域とFBSの放送対象地域との間で一定程度行われていると認められる。

両地域間の経済的取引状況に関しては、買回品についてのデータをみると、山口市内3大学の学生の買回品（衣料、家電、貴金属、化粧品等）の買物先の約23.5%が福岡県であり（平成20年3大学学生アンケート調査（山口商工会議所、まち大学委員会）、防府市民が休日にショッピング（高級衣料品、家具等）を行う地域は、市内約48.5%、山口方面約19.4%に次いで、北九州市・福岡市方面が約8.4%である（平成21年市民アンケート調査）など、消費活動について、両地域間においては一定程度の交流がうかがえる。

スピルオーバーについても、各市において一定の面的広がりをもって存在することが当事者から提出されたデータ（※）やスピルオーバーの机上計算結果（総務省調べ）からうかがわれる。また、山口市（旧阿東町を除く）、宇

部市の一部、防府市、美祢市（旧美東町に限る）においてはFBSのアナログ放送の再送信が行われており、アナログ放送とデジタル放送を区別する必要がないことから、少なくとも、これらの地域においては視聴実態、視聴習慣を認めることができる。

※ 申請者の実地調査によれば、山口市の24地点中13地点、防府市の28地点中26地点、宇部市の44地点中41地点及び美祢市の16地点中8地点で良好な受信が可能であり、意見聴取において、放送事業者は、（申請者の業務区域の）20%弱のエリアで受信が可能であるとしている。

なお、申請者の業務区域において市町村合併により山口市や美祢市の区域が拡大しているが、合併した市町村については基礎的自治体として一体感の醸成を目指した行政が行われている中、同一市町村内において受信者の利益は、原則として一体的に捉えることが適当である。

以上から、申請者の業務区域とFBSの放送対象地域間の地域関連性については、人の交流、経済的取引状況、スピルオーバー等の関連性を示す指標により、再送信ガイドラインがいうところの再送信による「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得」する必要性という点で、「受信者の利益」を認めることができる。

③ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるにとどまるものであるのに対し、②により、受信者の利益については、4市について人・物等の交流状況が認められ、かつ、視聴習慣・視聴実態もアナログ放送の再送信等により広範に存在するものである。したがって、再送信ガイドラインに定めるところにより、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再送信に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、FBSの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を越えているとは言えず、「放送の地域性に係る意図」の侵害は、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、FBSが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められないため、主文のとおり裁定する。

5 その他

- (1) 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信に当たり、再送信する放送が業務区域の地域情報を提供するものでないことから、受信者において混乱が生じないように、チャンネルの配置等について配慮をすべきである。

- (2) 本裁定における判断の前提となる事実関係に事情変更が生じたときは、放送事業者があらかじめ十分な時間的余裕をもって有線テレビジョン放送事業者に対し見直しの協議を提起することを妨げるものでないことを念のため申し添える。

山口市：木町、香山町、水の上町、金古曾町、石観音町、道祖町、円政寺町、堂の前町、大市町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、東山一丁目、東山二丁目、大手町、滝町、春日町、亀山町、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、中河原町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、本町一丁目、本町二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中市町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、黄金町、鱈石町、宮島町、三和町、松美町、中園町、泉都町、緑町、熊野町、荻町、元町、神田町、朝倉町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、楠木町、泉町、赤妻町、錦町、穂積町、若宮町、矢原町、周布町、幸町、宝町、葵一丁目、葵二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、上天花町、桜島五丁目、七尾台、緑ヶ丘、青葉台、平野一丁目、上宇野令、上豎小路、下豎小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原、下宇野令、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野、宮野上、宮野下、吉敷、中尾、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東四丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、平井、吉田、黒川、矢原、朝田、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡前田町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、秋穂東、秋穂西、阿知須、徳地鯖河内、徳地串、徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑、徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀地、徳地岸見、徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂、徳地柚木、徳地野谷、阿東篠目、阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上、阿東嘉年下の各全域

防府市：大字浜方、大字田島、大字富海、大字佐野、大字大崎、大字江泊、大字新田、大字仁井令、大字伊佐江、惣社町、美和町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、南松崎町、東松崎町、松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、本橋町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、泉町、中泉町、開出、古祖原、高倉一丁目、高倉二丁目、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、国衛一丁目、国衛五丁目、寿町、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間三丁目、鑄物師町、車塚町、駅南町、多々良一丁目、多々良二丁目、国衛二

丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、仁井令町、桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、石ヶ口一丁目、石ヶ口二丁目、石ヶ口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、鞠生町、松原町、岡村町、中央町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、お茶屋町、自力町、勝間一丁目、勝間二丁目、三田尻本町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、新田一丁目、大字上右田、大字下右田、大字東佐波令、大字植松、大字西浦、大字中山、大字奈美、大字鈴屋、大字奥畑、大字久兼、大字和字、大字真尾、大字牟礼、大字高井、大字向島、大字台道、岸津一丁目、岸津二丁目、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、牟礼柳、酢貝、岩島一丁目、岩島二丁目、岩島三丁目、中西、敷山町、鐘紡町、協和町、新築地町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字切畑の各全域。

宇部市：相生町、朝日町、上条1丁目、上条2丁目、上条3丁目、上条4丁目、上条5丁目、あすとぴあ1丁目、あすとぴあ2丁目、あすとぴあ3丁目、あすとぴあ4丁目、あすとぴあ5丁目、あすとぴあ6丁目、あすとぴあ7丁目、厚南北1丁目、厚南北2丁目、厚南北3丁目、厚南北4丁目、厚南北5丁目、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目、今村北1丁目、今村北2丁目、今村北3丁目、今村北4丁目、今村北5丁目、今村南1丁目、今村南2丁目、今村南3丁目、岩鼻町、上町1丁目、上町2丁目、鶴の島町、大字芦河内、大字荒瀬、大字襟原、大字今富、大字瓜生野、大字沖宇部、大字沖ノ旦、大字奥万倉、大字小野、大字上宇部、大字川上、大字木田、大字際波、大字車地、大字小串、大字如意寺、大字末信、大字棚井、大字妻崎開作、大字中宇部、大字中野開作、大字中山、大字西沖の山、大字西岐波、大字西万倉、大字西吉部、大字東吉部、大字東岐波、大字東須恵、大字東万倉、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字船木、大字矢矯、大字山中、大字吉見、大字善和、大字椴小野、海南町、上野中町、神原町1丁目、神原町2丁目、亀浦1丁目、亀浦2丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目、亀浦5丁目、川添1丁目、川添2丁目、川添3丁目、北小羽山町1丁目、北小羽山町2丁目、北小羽山町3丁目、北小羽山町4丁目、北琴芝1丁目、北琴芝2丁目、北条1丁目、北条2丁目、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、五十目山町、琴崎町、琴芝町1丁目、琴芝町2丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、小松原町1丁目、小松原町2丁目、幸町、笹山町1丁目、笹山町2丁目、芝中町、島1丁目、島2丁目、島3丁目、下条1丁目、下条2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、新天町1丁目、新天町2丁目、新町、末広町、助田町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、常藤町、寺の前町、常盤台1丁目、常盤台2丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、床波1丁目、床波2丁目、床波3丁目、床波4丁目、床波5丁目、床波6丁目、中尾1丁目、中尾2丁目、中村1丁目、中村2丁目、中村3丁目、鍋倉町、西宇部南1丁目、西宇部南2丁目、西宇部南3丁目、西宇部南4丁目、西梶返1丁目、西梶返2丁目、西梶返3丁目、錦町、西小串1丁目、西琴芝1丁目、西琴芝2丁目、西中町、西平原1丁目、西平原2丁目、西平原3丁目、西平原4丁目、西本町1丁目、西本町2丁目、野中1丁目、野中2丁目、野中3丁目、野中4丁目、野中5丁目、野原1丁目、野原2丁目、則貞1丁目、則貞

2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、浜田1丁目、浜田2丁目、浜田3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、東小羽山町1丁目、東小羽山町2丁目、東小羽山町3丁目、東小羽山町4丁目、東小羽山町5丁目、東梶返1丁目、東梶返2丁目、東梶返3丁目、東梶返4丁目、東琴芝1丁目、東琴芝2丁目、東芝中町、東新川町、東平原1丁目、東平原2丁目、東藤曲1丁目、東藤曲2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、東見初町、開1丁目、開2丁目、開3丁目、開4丁目、開5丁目、開6丁目、風呂ヶ迫町、文京台1丁目、文京台2丁目、文京台3丁目、文京町、松崎町、松島町、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、港町1丁目、港町2丁目、南小羽山町1丁目、南小羽山町2丁目、南小羽山町3丁目、南小串1丁目、南小串2丁目、南中山町、南浜町1丁目、南浜町2丁目、宮地町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、山門1丁目、山門2丁目、山門3丁目、山門4丁目、山門5丁目、山の手町、若松町、恩田町1丁目、恩田町2丁目、恩田町3丁目、恩田町4丁目、恩田町5丁目、沼1丁目、沼2丁目、沼3丁目、大小路1丁目、大小路2丁目、大小路3丁目、東小串1丁目、東小串2丁目、八王子町の各全域

美祿市美東町：赤郷、大田、綾木、真長田の各全域

美祿市秋芳町：青景、秋吉、岩永下郷、岩永本郷、嘉万、別府の各全域

主 文

RKB毎日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信しようとするテレビジョン放送
北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送
- 2 再送信の業務を行おうとする区域
山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。
なお、上記1のテレビジョン放送の再送信は区域外再送信となるため、山口ケーブルビジョン株式会社は、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再送信に利用するチャンネルの配置等について配慮をすること。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成5年4月8日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

RKBに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成21年6月から1年半以上の期間（デジタルテレビジョン放送の再送信に関しては平成22年10月以降）、RKBの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を継続してきた。また、並行して、山口県内の地元放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、RKBは、

- ・まず地元放送事業者の同意を得てからRKBに再送信同意を求めるべきである。
- ・県域免許により放送を行っており、放送秩序を崩したくないため同意できない。
- ・山口県の同系列の放送事業者（テレビ山口株式会社）とRKBは同じ放送内容であり、地元放送事業者の意向も無視はできない。
- ・市町村合併の有無によらず現在アナログ放送の再送信を行っていない

地域は不同意とする方針である。

- ・福岡県との地域一体性があるのは下関までである。
- ・総合放送4系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。
- ・「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）（平成20年4月策定）に沿って社内規定を作っており、再送信ガイドラインに沿った話であれば協議の対象となり得る。

等とした。これに対し申請者は、

- ・地元放送事業者は当事者ではないので同意はRKB単独で考えていただきたい。
- ・RKBの放送対象地域と申請者の業務区域の間に地域関連性がある。
- ・再送信ガイドラインに照らすと、市町村合併後の区域を単位として再送信を認めるという内容があり、同一行政区域内で視聴可能な地区と視聴不可能な地区が混在する状態では行政も住民も納得しない。共同受信施設やアンテナで区域外放送を受信できる地域は特に要望が強い。
- ・山口県と福岡県とは非常に近いとの距離感を持っており、一体性が高い。
- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。
- ・長年の視聴習慣を踏まえ大臣裁定を視野に入れて区域外再送信の問題を速やかに解決するよう宇部市、美祢市、山口市及び防府市の各市長から要請を受けている。

等として、当事者間での協議は膠着状態で進展がなく、協議終了を確認したため、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RKBが、平成23年4月26日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（1）協議の経過

申請者から、平成22年10月にデジタル放送の再送信を求める旨の意思

表示があり、その後平成 23 年 2 月に RKB から具体的な妥協案を示し、打開に向けて動き始めていたところであって、協議は不調に終わったのではなく合意形成に向けて継続中であつたと認識している。

大臣裁定申請が出された現在でも、引き続き協議成立に向けて努力したいと考えている。

(2) 法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由

アナログ放送の終了が迫っていることもあり、最終的に地元放送事業者の同意は絶対条件ではないと考え、以下の妥協案を提案した。

- ・ 過去合法的にアナログ放送の再送信に同意した隣接地域のエリアについては、受信者保護の観点から激変緩和措置により平成 27 年 3 月末まではデジタル放送の再送信に同意する。その後については、その時点での状況を勘案して協議する。
- ・ アナログ放送の同意がない地域については、アナログ放送の同意申請を経て地域毎に協議を行い、再送信に同意できれば、アナログ放送の同意がある地域に準じる取扱いとする。
- ・ 地元放送事業者による同意は必ずしも必要ではない。

上述の提案に対して、申請者は問題の先送りであるとして激変緩和期間終了後も含めた完全同意を求めて譲らず、また広域化した全業務区域での再送信同意についても譲らず、大臣裁定申請に至ったものである。

3 判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で検討すべき以下の 2 点について、下述 (1) 及び (2) のとおり判断を行った。

- ・ 申請者の大臣裁定申請は、法第 13 条第 3 項に定める申請要件を満たしているか。
- ・ 放送の地域性に係る意図の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。

(1) 協議継続中のため大臣裁定申請の要件を満たしていないとしていることについて

RKB の主張は 2 (1) のとおりである。申請者と RKB の協議状況は

次のとおりである。

- ・平成22年10月27日に、デジタル放送の再送信の同意について協議が開始されたものの、RKBは社内基準では同意が難しいとし、今後検討する予定であると説明した。
- ・平成23年2月23日に、RKBは2(2)のとおり暫定措置の提案を行った。
- ・申請者は、同年5月18日の有線放送部会における意見聴取において、放送事業者による暫定措置の提案については、問題の先送りにすぎず、同意期間後に視聴できないことは納得できない旨表明した。

RKBの暫定措置の提案については、申請者は、平成23年5月18日の有線放送部会において、問題の先送りに過ぎず、同意期間後に視聴できなくなるのでは住民は納得しないとしている。また、RKBは、現在アナログ放送の再送信を行っていない地域は激変緩和措置の対象外である旨を表明していることから、同一行政区域内でサービスの内容が異なることは容認できないとする申請者との間で相容れないことが明らかである。また、RKBは一定の協議を経て、なお、放送の地域性に係る意図の侵害があることについても再送信に同意しない正当な理由として主張していることから、事実上協議が調わない状況であると認められる。

このことから、法第13条第3項において「有線テレビジョン放送事業者(略)は、放送事業者(略)に対し、前項本文の同意(略)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定される裁定申請の要件を満たしていると認められる。

(2) 放送の地域性に係る意図の侵害を理由に再送信に同意をしないとしていることについて

RKBは、平成23年6月6日、放送の地域性に係る意図の侵害について、再送信に同意をしない正当な理由として主張することを表明している。

再送信ガイドラインを踏まえ、RKBの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度及び「受信者の利益」(受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること)の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が「正当な理由」に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、RKBの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

RKBは、平成23年5月30日付けの追加資料（FBS、KBC及びTVQから援用したものを含む。）において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・ 山口県の県内のニュース、災害情報が放送されないことにより、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感とのずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・ 山口県の地域特性や歴史、県民性などを斟酌しない番組内容になる可能性があり、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感との間にずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・ 放送による被害が発生した場合、放送対象地域を越えて責任が発生するため、賠償リスクが高まる。
- ・ 山口県内におけるドメスティックバイオレンスの被害者、事件の告発者などが、福岡県内における放送については了解するものの、山口県内においては放送の見合わせを求めてくる場合があり、再送信により、取材対象者のプライバシーが侵害され、RKBは番組編集上の意図を侵害されるばかりでなく、放送責任を問われる。

等とし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再送信ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」にとどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当であるとされている。なお、再送信ガイドラインにおいては、当該判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求められていない。

再送信ガイドラインに従えば、RKBの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、RKBの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、「放送の地域性に係る意図」の侵害を一定程度認めることはできるものである。し

たがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再送信に係る「受信者の利益」(下述②)の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益(受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること)の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とRKBの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、再送信ガイドラインがいうところの「一見明白に遠方」にあるとは認められないことから、RKB及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とRKBの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成17年国勢調査によれば(※)、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への通勤・通学者数はそれぞれ235人、78人、319人及び40人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.2%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への通勤・通学者数は、それぞれ315人、91人、295人及び26人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.3%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。

※合併後の現在の市町村の区域について算出したもの。

評価の参考とするため、二県で一つの放送対象地域となっている岡山県と香川県との間の交流状況について同じ割合(相手県への通勤・通学者数が自県に常住する全通勤・通学者数に占める割合)を算出すると、岡山県から香川県への通勤・通学者数については約0.2%、香川県から岡山県については約0.3%となり、申請者が業務区域とする各市と福岡県との間の通勤・通学の状況と同程度であることから、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性と関係が深い人の交流が申請者の業務区域とRKBの放送対象地域との間で一定程度行われていると認められる。

両地域間の経済的取引状況に関しては、買回品についてのデータをみると、山口市内3大学の学生の買回品(衣料、家電、貴金属、化粧品等)の買物先の約23.5%が福岡県であり(平成20年3大学学生アンケート調査(山口商工会議所、まち大学委員会))、防府市民が休日にショッピング(高級衣料品、家具等)を行う地域は、市内約48.5%、山口方面約19.4%に次いで、北九州市・福岡市方面が約8.4%である(平成21年市民アンケート調査)など、消費活動について、両地域間において一定程度の交流がうか

がえる。

スピルオーバーについても、各市において一定の面的広がりをもって存在することが当事者から提出されたデータ（※）やスピルオーバーの机上計算結果（総務省調べ）からうかがわれる。また、山口市（旧阿東町を除く）、宇部市の一部、防府市、美祢市（旧美東町に限る）においてはRKBのアナログ放送の再送信が行われており、アナログ放送とデジタル放送を区別する必要性がないことから、少なくとも、これらの地域においては視聴実態、視聴習慣を認めることができる。

※ 申請者の実地調査によれば、山口市の24地点中13地点、防府市の28地点中26地点、宇部市の44地点中41地点及び美祢市の16地点中8地点で良好な受信が可能であり、意見聴取において、放送事業者は、（申請者の業務区域の）20%弱のエリアで受信が可能であるとしている。

なお、申請者の業務区域において市町村合併により山口市や美祢市の区域が拡大しているが、合併した市町村については基礎的自治体として一体感の醸成を目指した行政が行われている中、同一市町村内において受信者の利益は、原則として一体的に捉えることが適当である。

以上から、申請者の業務区域とRKBの放送対象地域との地域関連性については、人の交流、経済的取引状況、スピルオーバー等の関連性を示す指標により、再送信ガイドラインがいうところの再送信による「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得」する必要性という点で、「受信者の利益」を認めることができる。

③ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるにとどまるものであるのに対し、②により、受信者の利益については、4市について人・物等の交流状況が認められ、かつ、視聴習慣・視聴実態もアナログ放送の再送信等により広範に存在するものである。したがって、再送信ガイドラインに定めるところにより、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再送信に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、RKBの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を越えているとは言えず、「放送の地域性に係る意図」の侵害は、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、RKBが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められないため、主文のとおり裁定する。

5 その他

- (1) 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信に当たり、再送信する放送が業務区域の地域情報を提供するものでないことから、受信者において混乱が生じないように、チャンネルの配置等について配慮をすべきである。

- (2) 本裁定における判断の前提となる事実関係に事情変更が生じたときは、放送事業者があらかじめ十分な時間的余裕をもって有線テレビジョン放送事業者に対し見直しの協議を提起することを妨げるものでないことを念のため申し添える。

山口市：木町、香山町、水の上町、金古曾町、石観音町、道祖町、円政寺町、堂の前町、大市町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、東山一丁目、東山二丁目、大手町、滝町、春日町、亀山町、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、中河原町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、本町一丁目、本町二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中市町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、黄金町、鱈石町、宮島町、三和町、松美町、中園町、泉都町、緑町、熊野町、荻町、元町、神田町、朝倉町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、楠木町、泉町、赤妻町、錦町、穂積町、若宮町、矢原町、周布町、幸町、宝町、葵一丁目、葵二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、上天花町、桜島五丁目、七尾台、緑ヶ丘、青葉台、平野一丁目、上宇野令、上豎小路、下豎小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原、下宇野令、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野、宮野上、宮野下、吉敷、中尾、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東四丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、平井、吉田、黒川、矢原、朝田、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡前田町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、秋穂東、秋穂西、阿知須、徳地鯖河内、徳地串、徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑、徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀地、徳地岸見、徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂、徳地柚木、徳地野谷、阿東篠目、阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上、阿東嘉年下の各全域

防府市：大字浜方、大字田島、大字富海、大字佐野、大字大崎、大字江泊、大字新田、大字仁井令、大字伊佐江、惣社町、美和町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、南松崎町、東松崎町、松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、本橋町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、泉町、中泉町、開出、古祖原、高倉一丁目、高倉二丁目、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、国衛一丁目、国衛五丁目、寿町、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間三丁目、鑄物師町、車塚町、駅南町、多々良一丁目、多々良二丁目、国衛二

丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、仁井令町、桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、石ヶ口一丁目、石ヶ口二丁目、石ヶ口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、鞠生町、松原町、岡村町、中央町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、お茶屋町、自力町、勝間一丁目、勝間二丁目、三田尻本町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、新田一丁目、大字上右田、大字下右田、大字東佐波令、大字植松、大字西浦、大字中山、大字奈美、大字鈴屋、大字奥畑、大字久兼、大字和字、大字真尾、大字牟礼、大字高井、大字向島、大字台道、岸津一丁目、岸津二丁目、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、牟礼柳、酢貝、岩島一丁目、岩島二丁目、岩島三丁目、中西、敷山町、鐘紡町、協和町、新築地町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字切畑の各全域。

宇部市：相生町、朝日町、上条1丁目、上条2丁目、上条3丁目、上条4丁目、上条5丁目、あすとぴあ1丁目、あすとぴあ2丁目、あすとぴあ3丁目、あすとぴあ4丁目、あすとぴあ5丁目、あすとぴあ6丁目、あすとぴあ7丁目、厚南北1丁目、厚南北2丁目、厚南北3丁目、厚南北4丁目、厚南北5丁目、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目、今村北1丁目、今村北2丁目、今村北3丁目、今村北4丁目、今村北5丁目、今村南1丁目、今村南2丁目、今村南3丁目、岩鼻町、上町1丁目、上町2丁目、鶴の島町、大字芦河内、大字荒瀬、大字襟原、大字今富、大字瓜生野、大字沖宇部、大字沖ノ旦、大字奥万倉、大字小野、大字上宇部、大字川上、大字木田、大字際波、大字車地、大字小串、大字如意寺、大字末信、大字棚井、大字妻崎開作、大字中宇部、大字中野開作、大字中山、大字西沖の山、大字西岐波、大字西万倉、大字西吉部、大字東吉部、大字東岐波、大字東須恵、大字東万倉、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字船木、大字矢矯、大字山中、大字吉見、大字善和、大字椴小野、海南町、上野中町、神原町1丁目、神原町2丁目、亀浦1丁目、亀浦2丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目、亀浦5丁目、川添1丁目、川添2丁目、川添3丁目、北小羽山町1丁目、北小羽山町2丁目、北小羽山町3丁目、北小羽山町4丁目、北琴芝1丁目、北琴芝2丁目、北条1丁目、北条2丁目、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、五十目山町、琴崎町、琴芝町1丁目、琴芝町2丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、小松原町1丁目、小松原町2丁目、幸町、笹山町1丁目、笹山町2丁目、芝中町、島1丁目、島2丁目、島3丁目、下条1丁目、下条2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、新天町1丁目、新天町2丁目、新町、末広町、助田町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、常藤町、寺の前町、常盤台1丁目、常盤台2丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、床波1丁目、床波2丁目、床波3丁目、床波4丁目、床波5丁目、床波6丁目、中尾1丁目、中尾2丁目、中村1丁目、中村2丁目、中村3丁目、鍋倉町、西宇部南1丁目、西宇部南2丁目、西宇部南3丁目、西宇部南4丁目、西梶返1丁目、西梶返2丁目、西梶返3丁目、錦町、西小串1丁目、西琴芝1丁目、西琴芝2丁目、西中町、西平原1丁目、西平原2丁目、西平原3丁目、西平原4丁目、西本町1丁目、西本町2丁目、野中1丁目、野中2丁目、野中3丁目、野中4丁目、野中5丁目、野原1丁目、野原2丁目、則貞1丁目、則貞

2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、浜田1丁目、浜田2丁目、浜田3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、東小羽山町1丁目、東小羽山町2丁目、東小羽山町3丁目、東小羽山町4丁目、東小羽山町5丁目、東梶返1丁目、東梶返2丁目、東梶返3丁目、東梶返4丁目、東琴芝1丁目、東琴芝2丁目、東芝中町、東新川町、東平原1丁目、東平原2丁目、東藤曲1丁目、東藤曲2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、東見初町、開1丁目、開2丁目、開3丁目、開4丁目、開5丁目、開6丁目、風呂ヶ迫町、文京台1丁目、文京台2丁目、文京台3丁目、文京町、松崎町、松島町、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、港町1丁目、港町2丁目、南小羽山町1丁目、南小羽山町2丁目、南小羽山町3丁目、南小串1丁目、南小串2丁目、南中山町、南浜町1丁目、南浜町2丁目、宮地町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、山門1丁目、山門2丁目、山門3丁目、山門4丁目、山門5丁目、山の手町、若松町、恩田町1丁目、恩田町2丁目、恩田町3丁目、恩田町4丁目、恩田町5丁目、沼1丁目、沼2丁目、沼3丁目、大小路1丁目、大小路2丁目、大小路3丁目、東小串1丁目、東小串2丁目、八王子町の各全域

美祿市美東町：赤郷、大田、綾木、真長田の各全域

美祿市秋芳町：青景、秋吉、岩永下郷、岩永本郷、嘉万、別府の各全域

主 文

九州朝日放送株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信しようとするテレビジョン放送
北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送
- 2 再送信の業務を行おうとする区域
山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に使用しないこと。
なお、上記1のテレビジョン放送の再送信は区域外再送信となるため、山口ケーブルビジョン株式会社は、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再送信に利用するチャンネルの配置等について配慮をすること。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成5年4月8日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

KBCに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成21年6月から1年半以上の期間（デジタルテレビジョン放送の再送信に関しては平成22年10月以降）、KBCの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を継続してきた。また、並行して、山口県内の地元放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、KBCは、

- ・ 区域外再送信については地元放送事業者の同意を得てからKBCに同意を求めるべきである。
- ・ 申請者は県域免許により放送を行っており、放送対象地域を大事にする立場であるため再送信に同意できない。
- ・ 山口県内の同系列の放送事業者（山口朝日放送株式会社（以下「山口朝日放送」という。））とKBCは、同じ放送内容であり、情報格差はほとんどどない。

- ・ 福岡県と地域的一体性があるのは下関までであり、災害報道や緊急情報についてどのように考えるのか疑問である。九州福岡県の情報を山口県で放送することに意味があるのか疑問である。
- ・ 総合放送4系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。
- ・ 区域外再送信問題は基本的に民間事業者間の話であるのに行政が前面に出てくることはおかしい。

等とした。これに対して、申請者は、

- ・ 地元放送事業者は当事者ではないため、同意はKBC単独で考えていただきたい。
- ・ KBCの放送対象地域と申請者の業務区域の間に地域関連性がある。
- ・ 長年の視聴習慣を踏まえ大臣裁定を視野に入れて速やかに解決するよう宇部市、美祢市、山口市及び防府市の各市長から要請を受けている。
- ・ 山口県内の同系列局（山口朝日放送）とKBCの番組は異なっており、百貨店やイベント、美術館、博物館等の情報量が大きく異なる。
- ・ 山口県は福岡県と非常に近いという距離的感覚を持っており、地域の一体性が高い。
- ・ 山口県市長会、山口県議会から区域外再送信に係る要望が出されている。

等として、当事者間での協議は膠着状態で進展がなく、協議終了を確認したため、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

KBCが、平成23年4月28日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（1）協議の経過

平成22年10月20日に、KBCのデジタル放送の再送信について、申請者から同意要請を受けた。その後、同年12月9日に、KBCは激変緩和措置に沿った解決について、申請者の考え方を質問したところ、同年12月24日に、申請者は行政の後押しもあるため、激変緩和措置など何らかの解決策を示されたとしても申請者だけでは決められないとした。平成23年1月

に申請者から準備が調い次第大臣裁定を申請する旨の通告があり、同年3月28日にも、KBCは協議継続を促したが、申請者は大臣裁定以外に解決の見通しがないと主張した。

KBCは当事者間協議による解決を図ろうと努めていたが、申請者が一方的に協議を打ち切り、裁定申請をしたことは誠に遺憾である旨を表明した。

(2) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

①有線テレビジョン放送事業者としての適格性

- ・平成17年に申請者からKBCのアナログ放送の再送信同意申請に際し、申請者の基本チャンネル（1ch～12ch）からKBCのチャンネルを外し、C13チャンネルより後にするよう求めた。これに対し、申請者は多額の移行費用が発生することを理由として協議に応じず、以後2年間、KBCによる同意がないまま違法な再送信を継続した。
- ・平成19年に申請者から再度、再送信同意の申請があり、KBCは違法再送信の状態を解消することを最優先し、受信者利益の保護について最大限の配慮を行い、申請者と下述の内容の覚書を交わし、KBCのアナログ放送の再送信の期間延長に同意したが、反故にされているところであり、申請者と正常な取引を行うことはできない。
 - (ア) アナログ放送の再送信を行うに際し、リモコンチャンネルをC13チャンネルより後に移行させる。本覚書締結時まで移行が完了できない場合は、申請者は、引き続き、移行実現に向けて努力する。
 - (イ) 地上デジタル放送の再送信は行わない。
 - (ウ) 地上デジタル放送の再送信について、社会的な状況変化が生じた場合、誠意をもって協議する。
- ・上述(ウ)について、申請者は、平成22年8月26日の山口県市長会による意見書及び同年10月8日の山口県議会による決議において、受信者である住民の利益を守る立場に立って、区域外再送信の問題の早期解決を図るよう地方自治体として要望していることを、社会的な状況の変化に該当するとしているが、住民の利益を守るために再送信問

題の早期解決を求める声は覚書を交わした平成 19 年の時点においても存在した。

- ・申請者の企業体質に問題があると考えており、申請者が求める再送信に同意できない。

②放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

- ・KBCの放送の自社制作率は、ニュースや情報系の番組を中心に約 20.6%と、全国のローカル局の中でも高い水準である。自社制作番組（当初から山口県でも放送する意図で制作した2番組を除く。）について、KBCは山口県で放送する番組編集上の意図を持っておらず、それぞれの放送対象地域で生活している視聴者を対象に放送している。有線テレビジョン放送による再送信によってKBCが放送を意図していない地域において同社の番組が放送されることは、KBCの番組編集上の意図が害されていることに他ならない。
- ・緊急地震速報などの防災情報は、基本的には放送対象地域である福岡県以外においては放送されず、山口県において、有線テレビジョン放送事業者の再送信により福岡県の放送を視聴していた人は、防災情報に気づかないことがあり、避難が遅れ、最悪の場合、人命が失われる。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・平成 17 年度国勢調査によると、北九州市と福岡市から、国勢調査が行われた当時に申請者の業務区域であった3市（山口市、防府市及び宇部市）に通勤・通学している人はわずか 372 人であり、福岡県から山口県全体への通勤・通学者数の約 6.3%、北九州市と福岡市を合わせた人口の約 0.016%に過ぎない。同じく、当時申請者の業務区域であった3市から福岡県に通勤・通学している人は、わずか 632 人であり、山口県全体から福岡県に通勤・通学している人の約 7.4%、3市合わせた人口の約 0.13%に過ぎない。
- ・国土交通省の「全国幹線旅客純流動調査」（平成 17 年）によれば、調査を実施した休日 1 日当たり、申請者の主要業務区域（山口生活圏、宇部生活圏）から福岡生活圏を訪れた人は 3,589 人、逆に福岡生活圏から山口生活圏、宇部生活圏を訪れた人は 3,365 人である。同じデータで、KBCの放送対象地域に隣接する熊本生活圏、長崎生活圏、大分生活圏と福岡生活圏との間の人の交流を見ると、申請

者の主要業務区域と福岡生活圏との間の人の交流を大きく上回っている。

※各生活圏の対象市町村（平成 17 年当時）

- ・ 山口生活圏：山口市、防府市、美東町、秋芳町、阿東町
- ・ 宇部生活圏：宇部市、美祢市、山陽小野田市
- ・ 福岡生活圏：福岡市等 22 市町村
- ・ 熊本生活圏：熊本市等 30 市町村
- ・ 長崎生活圏：長崎市等 9 市町村
- ・ 大分生活圏：大分市等 11 市町村
- ・ 平成 19 年度「山口県買物動向調査報告書」によれば、申請者の業務区域にある世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、山口市約 0.4%、宇部市約 0.8%、防府市約 0.5%及び美祢市約 0.4%といずれも 1%にも満たない数字であり、とても福岡市や北九州市に買物に行くことが一般的なこととは思えない。
- ・ 北九州と下関については地域の一体性を認めるが、福岡県と山口県は、隣県と言いながらも、通勤や通学などによる人の移動が少なく、経済的、文化的な相互交流が活発とは言い難く、地域としての一体性はない。
- ・ 申請者の業務区域である宇部市及び美祢市は、KBCの北九州中継局から最短距離の地域までであっても 35km 以上離れており、明らかにKBCの放送対象地域外である。同中継局から山口市の最短距離の地域までは 45km 以上、防府市の最短距離の地域までは 60km 以上離れており、電波が受信可能であっても、常時安定した受信環境にあるとは言えない。
- ・ 山口市の旧阿東町、美祢市の旧秋芳町及び宇部市の一部はKBCの放送に関して視聴習慣がない地域である。
- ・ KBCのデジタル放送は、平成 18 年 12 月のデジタル放送開局以来 4 年以上にわたり、申請者の業務区域において再送信されておらず、既に当社のデジタル放送に対する視聴習慣がないことを意味する。この約 4 年間は、一定期間の経過措置（激変緩和措置）であったと言える。

③同一系列の山口朝日放送株式会社の番組との同一性

申請者は、受信者から福岡県の番組の視聴の要望が強いとしているが、同じテレビ朝日系列であるKBCと山口朝日放送は、放送している番組に大差なく、両社が同一の放送番組を同日・同時刻に放送している放送

時間の割合は、総放送時間の約 53.8%、6時から 24 時までの時間の約 61.6%である。異なる時間帯に同一のドラマを放送する場合なども加えると同一の番組の比率は総放送時間で約 1.9%、6時から 24 時までで約 2.5%増加する。

3 判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で検討すべき以下の4点について、下述(1)から(4)までのとおり判断を行った。

- ・申請者の大臣裁定申請は、法第13条第3項に定める申請要件を満たしているか。
- ・有線テレビジョン放送事業者としての適格性については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。
- ・放送の地域性に係る意図の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。
- ・同一系列の山口朝日放送の番組との同一性については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。

(1) 協議継続中のため大臣裁定申請の要件を満たしていないとしていることについて

KBCの主張は2(1)のとおりである。これについて、申請者とKBCの協議状況は次のとおりである。

- ・平成22年10月20日に、デジタル放送の再送信の同意について当事者間の協議が開始された。
- ・平成22年11月19日に、申請者の同意要請について、KBCは、社団法人日本民間放送連盟及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟との間で区域外再送信が無秩序に増大することなく、抑制の方向で解決されることを望むという考え方に反すると主張し、この考え方にのっとり協議を継続することを説明した。
- ・同年12月9日に、KBCが激変緩和措置に沿った解決について申請者の考え方を質問したところ、同月24日に、申請者は県議会の議決等もあり、激変緩和措置など何らかの解決策を示されたとしても、申請者だけでは決められないとした。
- ・平成23年1月13日に、申請者からKBCに対して大臣裁定申請を行う旨を説明した。
- ・同年3月28日に、申請者は、大臣裁定申請の書類を持参して、KBC

に対し、大臣裁定以外に解決の見通しが無いことを主張した。

- ・ K B C は、同年 4 月 28 日付けの意見書において地域関連性が薄い等として、不同意の旨を明示した。

平成 22 年 10 月から大臣裁定申請までの間の協議の中で K B C が行った激変緩和措置の提案について、申請者は、平成 23 年 5 月 18 日の有線放送部会において、問題の先送りに過ぎず、同意期間後に視聴できなくなるのでは住民は納得しないとしている。また、K B C は、一定の協議を経てなお地域関連性が低いことなどを理由に不同意の意思表示を行っていることから、事実上協議が調わない状況であると認められる。

このことから、法第 13 条第 3 項において「有線テレビジョン放送事業者（略）は、放送事業者（略）に対し、前項本文の同意（略）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定される裁定申請の要件を満たしているとは認められる。

(2) 有線テレビジョン放送事業者としての適格性を理由に再送信に同意をしないことについて

① 同意のない再送信の実施

K B C の主張は、2 (2) ①のとおりである。

有線テレビジョン放送事業者が同意を得ずに再送信を行っている場合など、有線テレビジョン放送事業者が法の規定に違反している場合、その有線テレビジョン放送事業者の適格性を以て放送事業者等が再送信に同意をしない正当な理由たり得るかについては、個別事情に基づき判断する必要がある。例えば、過去に一度も再送信の同意を得ていない放送等について、再送信を開始し、それを継続している場合には適格性を問い得るものである。

本件は、K B C から再送信の同意を得た申請者が、多額の費用を要するチャンネル調整に応じなかったとの理由により同意の更新が行われなかったものであり、申請者が K B C からチャンネル変更を求められた平成 17 年から 2 年間の期間を除き、約 15 年以上、現在まで適法に再送信の同意を得ていることを勘案すれば、再送信を行うことについて有線テレビジョン放送事業者の適格性を問うほどのものではない。したがって、放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められない。

② デジタル再送信等に係る覚書

KBCの主張は、2(2)①のとおりである。しかしながら、将来デジタル放送の再送信を求めないとの覚書については、その有効性や、社会的な状況変化があったか否か等に関し、まずは民事的手続により明らかにすべきものであるため、本件裁定の判断に当たっては勘案しない。

(3) 放送の地域性に係る意図の侵害を理由に再送信に同意をしないとしていることについて

KBCの主張は2(2)②のとおりである。

「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」(以下「再送信ガイドライン」という。)(平成20年4月策定)を踏まえ、KBCの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度及び「受信者の利益」(受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること)の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が「正当な理由」に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、KBCの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

KBCは、2(2)②アに加え、意見書及び平成23年5月30日付けの追加資料において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・ 区域外再送信により福岡県の放送を視聴する山口県民には、災害情報や防災情報が届かず、人命や財産に係る危険性が生じ、放送法や災害対策基本法により規定された放送事業者としての責務を放棄することにもつながりかねない。
- ・ 災害時などに被災者の心情に配慮し、番組やCMの放送を控える場合があるが、再送信により企業イメージが損なわれる。
- ・ 山口県内におけるドメスティックバイオレンスの被害者、事件の告発者などが、福岡県内における放送については了解するものの、山口県内においては放送の見合わせを求める場合があり、再送信によ

り、取材対象者のプライバシーが侵害され、KBCは番組編集上の意図を侵害されるばかりでなく、放送責任を問われる。

とし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再送信ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」にとどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当であるとされている。なお、再送信ガイドラインにおいては、当該判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求められていない。

再送信ガイドラインに従えば、KBCの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、KBCの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、「放送の地域性に係る意図」の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再送信に係る「受信者の利益」（下述②）の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とKBCの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、再送信ガイドラインがいうところの「一見明白に遠方」にあるとは認められないことから、KBC及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とKBCの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成17年国勢調査によれば（※）、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への通勤・通学者数はそれぞれ235人、78人、319人及び40人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.2%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への通勤・通学者数は、

それぞれ 315 人、91 人、295 人及び 26 人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.3%、約 0.1%、約 0.3%及び約 0.2%である。

※合併後の現在の市町村の区域について算出したもの。

評価の参考とするため、二県で一つの放送対象地域となっている岡山県と香川県との間の交流状況について同じ割合（相手県への通勤・通学者数が自県に常住する全通勤・通学者数に占める割合）を算出すると、岡山県から香川県への通勤・通学者数については約 0.2%、香川県から岡山県については約 0.3%となり、申請者が業務区域とする各市と福岡県との間の通勤・通学の状況と同程度であることから、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性と関係が深い人の交流が申請者の業務区域と K B C の放送対象地域との間で一定程度行われていると認められる。

両地域の経済的取引状況に関しては、買回品についてのデータをみると、山口市内 3 大学の学生の買回品（衣料、家電、貴金属、化粧品等）の買物先の約 23.5%が福岡県であり（平成 20 年 3 大学学生アンケート調査（山口商工会議所、まち大学委員会）、防府市民が休日にショッピング（高級衣料品、家具等）を行う地域は、市内約 48.5%、山口方面約 19.4%に次いで、北九州市・福岡市方面が約 8.4%である（平成 21 年市民アンケート調査）など、消費活動について、両地域間において一定程度の交流がうかがえる。

スピルオーバーについても、各市において一定の面的広がりをもって存在することが当事者から提出されたデータ（※）やスピルオーバーの机上計算結果（総務省調べ）からうかがわれる。また、山口市（旧阿東町を除く）、宇部市の一部、防府市、美祢市（旧美東町に限る）においては K B C のアナログ放送の再送信が行われており、アナログ放送とデジタル放送を区別する必要性がないことから、少なくとも、これらの地域においては視聴実態、視聴習慣を認めることができる。

※ 申請者の実地調査によれば、山口市の 24 地点中 13 地点、防府市の 28 地点中 26 地点、宇部市の 44 地点中 41 地点及び美祢市の 16 地点中 8 地点で良好な受信が可能であり、意見聴取において、放送事業者は、（申請者の業務区域の）20%弱のエリアで受信が可能であるとしている。

なお、申請者の業務区域において市町村合併により山口市や美祢市の区域が拡大しているが、合併した市町村については基礎的自治体として一体感の醸成を目指した行政が行われている中、同一市町村内において受信者の利益は、原則として一体的に捉えることが適当である。

以上から、申請者の業務区域とKBCの放送対象地域間の地域関連性については、人の交流、経済的取引状況、スピルオーバー等の関連性を示す指標により、再送信ガイドラインがいうところの再送信による「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得」する必要性という点で、「受信者の利益」を認めることができる。

③ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるにとどまるものであるのに対し、②により、受信者の利益については、4市について人・物等の交流状況が認められ、かつ、視聴習慣・視聴実態もアナログ放送の再送信等により広範に存在するものである。したがって、再送信ガイドラインに定めるところにより、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再送信に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、KBCの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を越えているとは言えず、「放送の地域性に係る意図」の侵害は、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

(4) 同一系列の山口朝日放送の番組との同一性を理由に再送信に係る同意をしないことについて

KBCの主張は、2(2)③のとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められない。

4 結論

以上のとおり、KBCが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められないため、主文のとおり裁定する。

5 その他

(1) 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信に当たり、再送信する放送が業務区域の地域情報を提供するものでないことから、受信者において混

乱が生じないよう、チャンネルの配置等について配慮をすべきである。

- (2) 本裁定における判断の前提となる事実関係に事情変更が生じたときは、放送事業者があらかじめ十分な時間的余裕をもって有線テレビジョン放送事業者に対し見直しの協議を提起することを妨げるものでないことを念のため申し添える。

山口市：木町、香山町、水の上町、金古曾町、石観音町、道祖町、円政寺町、堂の前町、大市町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、東山一丁目、東山二丁目、大手町、滝町、春日町、亀山町、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、中河原町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、本町一丁目、本町二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中市町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、黄金町、鱈石町、宮島町、三和町、松美町、中園町、泉都町、緑町、熊野町、荻町、元町、神田町、朝倉町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、楠木町、泉町、赤妻町、錦町、穂積町、若宮町、矢原町、周布町、幸町、宝町、葵一丁目、葵二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、上天花町、桜島五丁目、七尾台、緑ヶ丘、青葉台、平野一丁目、上宇野令、上豎小路、下豎小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原、下宇野令、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野、宮野上、宮野下、吉敷、中尾、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東四丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、平井、吉田、黒川、矢原、朝田、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡前田町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、秋穂東、秋穂西、阿知須、徳地鯖河内、徳地串、徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑、徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀地、徳地岸見、徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂、徳地柚木、徳地野谷、阿東篠目、阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上、阿東嘉年下の各全域

防府市：大字浜方、大字田島、大字富海、大字佐野、大字大崎、大字江泊、大字新田、大字仁井令、大字伊佐江、惣社町、美和町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、南松崎町、東松崎町、松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、本橋町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、泉町、中泉町、開出、古祖原、高倉一丁目、高倉二丁目、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、国衙一丁目、国衙五丁目、寿町、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間三丁目、鑄物師町、車塚町、駅南町、多々良一丁目、多々良二丁目、国衙二

丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、仁井令町、桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、石ヶ口一丁目、石ヶ口二丁目、石ヶ口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、鞠生町、松原町、岡村町、中央町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、お茶屋町、自力町、勝間一丁目、勝間二丁目、三田尻本町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、新田一丁目、大字上右田、大字下右田、大字東佐波令、大字植松、大字西浦、大字中山、大字奈美、大字鈴屋、大字奥畑、大字久兼、大字和字、大字真尾、大字牟礼、大字高井、大字向島、大字台道、岸津一丁目、岸津二丁目、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、牟礼柳、酢貝、岩島一丁目、岩島二丁目、岩島三丁目、中西、敷山町、鐘紡町、協和町、新築地町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字切畑の各全域。

宇部市：相生町、朝日町、上条1丁目、上条2丁目、上条3丁目、上条4丁目、上条5丁目、あすとぴあ1丁目、あすとぴあ2丁目、あすとぴあ3丁目、あすとぴあ4丁目、あすとぴあ5丁目、あすとぴあ6丁目、あすとぴあ7丁目、厚南北1丁目、厚南北2丁目、厚南北3丁目、厚南北4丁目、厚南北5丁目、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目、今村北1丁目、今村北2丁目、今村北3丁目、今村北4丁目、今村北5丁目、今村南1丁目、今村南2丁目、今村南3丁目、岩鼻町、上町1丁目、上町2丁目、鶴の島町、大字芦河内、大字荒瀬、大字襟原、大字今富、大字瓜生野、大字沖宇部、大字沖ノ旦、大字奥万倉、大字小野、大字上宇部、大字川上、大字木田、大字際波、大字車地、大字小串、大字如意寺、大字末信、大字棚井、大字妻崎開作、大字中宇部、大字中野開作、大字中山、大字西沖の山、大字西岐波、大字西万倉、大字西吉部、大字東吉部、大字東岐波、大字東須恵、大字東万倉、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字船木、大字矢矯、大字山中、大字吉見、大字善和、大字椴小野、海南町、上野中町、神原町1丁目、神原町2丁目、亀浦1丁目、亀浦2丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目、亀浦5丁目、川添1丁目、川添2丁目、川添3丁目、北小羽山町1丁目、北小羽山町2丁目、北小羽山町3丁目、北小羽山町4丁目、北琴芝1丁目、北琴芝2丁目、北条1丁目、北条2丁目、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、五十目山町、琴崎町、琴芝町1丁目、琴芝町2丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、小松原町1丁目、小松原町2丁目、幸町、笹山町1丁目、笹山町2丁目、芝中町、島1丁目、島2丁目、島3丁目、下条1丁目、下条2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、新天町1丁目、新天町2丁目、新町、末広町、助田町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、常藤町、寺の前町、常盤台1丁目、常盤台2丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、床波1丁目、床波2丁目、床波3丁目、床波4丁目、床波5丁目、床波6丁目、中尾1丁目、中尾2丁目、中村1丁目、中村2丁目、中村3丁目、鍋倉町、西宇部南1丁目、西宇部南2丁目、西宇部南3丁目、西宇部南4丁目、西梶返1丁目、西梶返2丁目、西梶返3丁目、錦町、西小串1丁目、西琴芝1丁目、西琴芝2丁目、西中町、西平原1丁目、西平原2丁目、西平原3丁目、西平原4丁目、西本町1丁目、西本町2丁目、野中1丁目、野中2丁目、野中3丁目、野中4丁目、野中5丁目、野原1丁目、野原2丁目、則貞1丁目、則貞

2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、浜田1丁目、浜田2丁目、浜田3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、東小羽山町1丁目、東小羽山町2丁目、東小羽山町3丁目、東小羽山町4丁目、東小羽山町5丁目、東梶返1丁目、東梶返2丁目、東梶返3丁目、東梶返4丁目、東琴芝1丁目、東琴芝2丁目、東芝中町、東新川町、東平原1丁目、東平原2丁目、東藤曲1丁目、東藤曲2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、東見初町、開1丁目、開2丁目、開3丁目、開4丁目、開5丁目、開6丁目、風呂ヶ迫町、文京台1丁目、文京台2丁目、文京台3丁目、文京町、松崎町、松島町、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、港町1丁目、港町2丁目、南小羽山町1丁目、南小羽山町2丁目、南小羽山町3丁目、南小串1丁目、南小串2丁目、南中山町、南浜町1丁目、南浜町2丁目、宮地町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、山門1丁目、山門2丁目、山門3丁目、山門4丁目、山門5丁目、山の手町、若松町、恩田町1丁目、恩田町2丁目、恩田町3丁目、恩田町4丁目、恩田町5丁目、沼1丁目、沼2丁目、沼3丁目、大小路1丁目、大小路2丁目、大小路3丁目、東小串1丁目、東小串2丁目、八王子町の各全域

美祿市美東町：赤郷、大田、綾木、真長田の各全域

美祿市秋芳町：青景、秋吉、岩永下郷、岩永本郷、嘉万、別府の各全域

主 文

株式会社TVQ九州放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信しようとするテレビジョン放送
北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送
- 2 再送信の業務を行おうとする区域
山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部（別紙のとおり）
- 3 再送信の実施の方法
上記1のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。
なお、上記1のテレビジョン放送の再送信は区域外再送信となるため、山口ケーブルビジョン株式会社は、受信者が視聴する際に混乱が生じないように再送信に利用するチャンネルの配置等について配慮をすること。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成5年4月8日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

TVQに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成21年6月から1年半以上の期間（デジタルテレビジョン放送の再送信に関しては平成22年10月以降）、TVQの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を継続してきた。また、並行して山口県内の地元放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、TVQは、

- ・ 地元放送事業者はアナログ放送では再送信に寛容であったが、デジタル放送をきっかけに厳しくなった。
- ・ 民放4波の地区については5波目は抑制的な方向とする方針であり、テレビ東京からの番組販売の収益にも影響する。地元放送事業者の了承があれば同意は出せる。
- ・ 市町村合併による再送信地区の拡大は認められない
- ・ 山口県は放送対象地域ではないため同意できない。下関以外は福岡県

との地域一体性は薄く、スピルオーバーがない地域である。

- ・大臣裁定は極力避けたいが、場合によってはやむを得ない。

等とした。これに対し申請者は、

- ・アナログ放送とデジタル放送との間で同意に係る扱いが異なるのはなぜか。合併したわけでもない宇部市でも認めてもらえないのはなぜか。
- ・山口県は福岡県と非常に近い距離感を持っており、地域の一体性が高い。
- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。
- ・長年の視聴習慣を踏まえ大臣裁定を視野に入れて区域外再送信の問題を速やかに解決するよう宇部市、美祢市、山口市及び防府市の各市長から要請を受けている。
- ・TVQの放送対象地域と申請者の業務区域の間に地域関連性がある。

等として、当事者間での協議は膠着状態で進展がなく、協議終了を確認したため、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TVQが、平成23年5月2日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（1）協議の経過

TVQと申請者は平成22年10月20日から同年12月9日まで実質的に計4回の協議を行っており、4回目の協議である同年12月9日に、TVQから申請者に対し、地域的一体性が薄いこと、スピルオーバーがないこと、山口県の放送事業者にテレビ東京が番組販売していることから再送信に同意できないと説明。

（2）法第13条第2項本文の同意をしない理由

①放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

- ・TVQは、福岡県域を放送対象地域としており、福岡県民による視聴を想定したローカル番組の編成・制作を行っている。CMIについても福岡県内が到達エリアであるということが広告主との了解事項

となっている。

- ・ 地域間の関連性が薄く、スピルオーバーもない放送対象地域外の有線テレビジョン放送事業者による再送信については、地域情報に関する放送責任を果たし得ないことから、地元放送事業者の了承がない限り再送信の同意をしていない。例えば、気象情報、災害情報やその他の地域ニュースの提供については、山口県などの隣接県の視聴者を対象としておらず、山口県の視聴者にとって関心の高い出来事であっても、地域情報については福岡県の視聴者の情報ニーズを優先するのが放送事業者の責務である。
- ・ また、このようにして編成された地域情報番組を有線テレビジョン放送事業者がそのまま同時再送信によって放送対象地域外の視聴者に提供すれば、視聴者にとっては、知りたいことが報道されないチャンネルということになりかねない。一例を挙げれば、山口県知事選挙や山口県市長選挙等はＴＶＱのニュース番組においては報道していない。
- ・ したがって、放送対象地域外で再送信がなされることは、ＴＶＱの放送目的から大きく外れ、ＴＶＱの放送の地域性に係る意図が侵害されることになる。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・ 通勤・通学等人の交流状況について、申請者から提示された「区域外再送信についての関連調査資料」にも全く触れられていないため、通勤・通学等の移動がないと判断せざるを得ない。
- ・ 経済的取引状況について、平成 17 年国土交通省ＯＤ調査によると、山口市から福岡市への一日当たりの交通流動（乗用車・小型貨物・普通貨物）は僅か 1,208 台であり、密接な経済的取引があるとは判断できない。また、平成 19 年度山口県買物動向調査によると、申請者の業務区域の世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は山口市では僅か約 0.4%に過ぎず、経済的取引状況は薄い。
- ・ 申請者の提示したスピルオーバー調査概要によると、山口市内 6 地点の調査地点中 4 地点においてＴＶＱのデジタル放送が良好に受信

できたとしているが、これら調査地点は条件が良いところであり、
山口市全体としては大半の地区でTVQの放送を直接受信することはできない。

- ・ さらに、TVQが同意を求める地域には平成22年1月16日に山口市に合併した旧阿東町も含まれているが、同地域は山口市中心部から38キロ離れており、これまで福岡波の視聴習慣は全くなかった地域である。
- ・ 申請者が再送信の業務を行おうとする区域のうち山口市と福岡市の間は約160キロの距離があり、高速道路を利用しても移動には3時間を要する。山口県に最も近い北九州市からでも山口市まで100キロ以上あり、「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」(以下「再送信ガイドライン」という。)(平成20年4月策定)に定める「一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域」であることは明白である。

②地元放送事業者の同意

TVQを始めとするテレビ東京系列の放送事業者は、同系列の地元放送事業者がない山口県内の希望する放送事業者に対して番組を販売しており、当該収入が貴重な収入源の一つとなっている。地元放送事業者の了承が得られないまま山口県内において再送信同意を行う場合、テレビ東京系列の番組販売収入が減少することが予想されるため、地元放送事業者の同意なく再送信に同意をすることは極めて困難である。

3 判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で検討すべき以下の2点について、下述(1)及び(2)のとおり判断を行った。

- ・ 放送の地域性に係る意図の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。
- ・ 地元放送事業者の同意については、再送信に同意をしない正当な理由に該当

するか。

- (1) 放送の地域性に係る意図の侵害を理由に再送信に同意をしないとしていることについて

TVQの主張は2(2)①のとおりである。

再送信ガイドラインを踏まえ、TVQの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度及び「受信者の利益」(受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること)の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が「正当な理由」に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

- ① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、TVQの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

TVQは、2(2)①アに加え、意見書及び平成23年5月30日付けの追加資料(FBS、RKB及びKBCから援用したものを含む)において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・ 山口県の県内のニュース、災害情報が放送されないことにより、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感とのずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・ 山口県の地域特性や歴史、県民性などを斟酌しない番組内容になる可能性があり、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感との間にずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
- ・ 放送による被害が発生した場合、放送対象地域を越えて責任が発生するため、賠償リスクが高まる。
- ・ 山口県内におけるドメスティックバイオレンスの被害者、事件の告発者などが、福岡県内における放送については了解するものの、山口県内においては放送の見合わせを求めてくる場合があり、再送信により、取材対象者のプライバシーが侵害され、TVQは番組編集上の意図を侵害されるばかりでなく、放送責任を問われる。

等とし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

再送信ガイドラインにおいては、「放送の地域性に係る意図」は、「広

く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」にとどまるものであり、「番組編集上の意図」の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージについての侵害に比べて保護すべき必要性は相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当であるとされている。なお、再送信ガイドラインにおいては、当該判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求められていない。

再送信ガイドラインに従えば、TVQの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、TVQの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、「放送の地域性に係る意図」の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該「放送の地域性に係る意図」の侵害が再送信に係る「受信者の利益」（下述②）の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない「正当な理由」に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とTVQの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、再送信ガイドラインがいうところの「一見明白に遠方」にあるとは認められないことから、TVQ及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とTVQの放送対象地域の間との人の交流状況については、平成17年国勢調査によれば（※）、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への通勤・通学者数はそれぞれ235人、78人、319人及び40人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.2%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市、美祢市への通勤・通学者数は、それぞれ315人、91人、295人及び26人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.3%、約0.1%、約0.3%及び約0.2%である。

※合併後の現在の市町村の区域について算出したもの。

評価の参考とするため、二県で一つの放送対象地域となっている岡山

県と香川県との間の交流状況について同じ割合（相手県への通勤・通学者数が自県に常住する全通勤・通学者数に占める割合）を算出すると、岡山県から香川県への通勤・通学者数については約0.2%、香川県から岡山県については約0.3%となり、申請者が業務区域とする各市と福岡県との間の通勤・通学の状況と同程度であることから、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性と関係が深い人の交流が申請者の業務区域とTVQの放送対象地域との間で一定程度行われていると認められる。

両地域間の経済的取引状況に関しては、買回品についてのデータをみると、山口市内3大学の学生の買回品（衣料、家電、貴金属、化粧品等）の買物先の約23.5%が福岡県であり（平成20年3大学学生アンケート調査（山口商工会議所、まち大学委員会）、防府市民が休日にショッピング（高級衣料品、家具等）を行う地域は、市内約48.5%、山口方面約19.4%に次いで、北九州市・福岡市方面が約8.4%である（平成21年市民アンケート調査）など、消費活動について、両地域間においては一定程度の交流がうかがえる。

スピルオーバーについても、各市において一定の面的広がりをもって存在することが当事者から提出されたデータ（※）やスピルオーバーの机上計算結果（総務省調べ）からうかがわれる。また、山口市（旧阿東町を除く）、宇部市の一部、防府市、美祢市（旧美東町に限る）においてはTVQのアナログ放送の再送信が行われており、アナログ放送とデジタル放送を区別する必要性がないことから、少なくとも、これらの地域においては視聴実態、視聴習慣を認めることができる。

※ 申請者の実地調査によれば、山口市の24地点中13地点、防府市の28地点中26地点、宇部市の44地点中41地点及び美祢市の16地点中8地点で良好な受信が可能であり、意見聴取において、放送事業者は、（申請者の業務区域の）20%弱のエリアで受信が可能であるとしている。

なお、申請者の業務区域において市町村合併により山口市や美祢市の区域が拡大しているが、合併した市町村については基礎的自治体として一体感の醸成を目指した行政が行われている中、同一市町村内において受信者の利益は、原則として一体的に捉えることが適当である。

以上から、申請者の業務区域とTVQの放送対象地域の間の地域関連性については、人の交流、経済的取引状況、スピルオーバー等の関連性を示す指標により、再送信ガイドラインがいうところの再送信による受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点で、「受信者の利益」を認めることができる。

③ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるにとどまるものであるのに対し、②により、受信者の利益については、4市について人・物等の交流状況が認められ、かつ、視聴習慣・視聴実態もアナログ放送の再送信等により広範に存在するものである。したがって、再送信ガイドラインに定めるところにより、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、その放送の再送信に係る「受信者の利益」の程度を比較衡量した総合的な判断として、T V Qの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を越えているとは言えず、「放送の地域性に係る意図」の侵害は、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

(2) 地元放送事業者の同意を理由に、再送信に係る同意をしないこと

T V Qの主張は、2 (2) ②のとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、T V Qが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められないため、主文のとおり裁定する。

5 その他

(1) 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信に当たり、再送信する放送が業務区域の地域情報を提供するものでないことから、受信者において混乱が生じないように、チャンネルの配置等について配慮をすべきである。

(2) 本裁定における判断の前提となる事実関係に事情変更が生じたときは、放送事業者があらかじめ十分な時間的余裕をもって有線テレビジョン放送事業者に対し見直しの協議を提起することを妨げるものでないことを念のため申し添える。

山口市：木町、香山町、水の上町、金古曾町、石観音町、道祖町、円政寺町、堂の前町、大市町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、東山一丁目、東山二丁目、大手町、滝町、春日町、亀山町、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、中河原町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、本町一丁目、本町二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中市町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、黄金町、鱈石町、宮島町、三和町、松美町、中園町、泉都町、緑町、熊野町、荻町、元町、神田町、朝倉町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、楠木町、泉町、赤妻町、錦町、穂積町、若宮町、矢原町、周布町、幸町、宝町、葵一丁目、葵二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、上天花町、桜島五丁目、七尾台、緑ヶ丘、青葉台、平野一丁目、上宇野令、上豎小路、下豎小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原、下宇野令、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野、宮野上、宮野下、吉敷、中尾、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東四丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、平井、吉田、黒川、矢原、朝田、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡前田町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、秋穂東、秋穂西、阿知須、徳地鯖河内、徳地串、徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑、徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀地、徳地岸見、徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂、徳地柚木、徳地野谷、阿東篠目、阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上、阿東嘉年下の各全域

防府市：大字浜方、大字田島、大字富海、大字佐野、大字大崎、大字江泊、大字新田、大字仁井令、大字伊佐江、惣社町、美和町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、南松崎町、東松崎町、松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、本橋町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、泉町、中泉町、開出、古祖原、高倉一丁目、高倉二丁目、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、国衙一丁目、国衙五丁目、寿町、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間三丁目、鑄物師町、車塚町、駅南町、多々良一丁目、多々良二丁目、国衙二

丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、仁井令町、桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、石ヶ口一丁目、石ヶ口二丁目、石ヶ口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、鞠生町、松原町、岡村町、中央町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、お茶屋町、自力町、勝間一丁目、勝間二丁目、三田尻本町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、新田一丁目、大字上右田、大字下右田、大字東佐波令、大字植松、大字西浦、大字中山、大字奈美、大字鈴屋、大字奥畑、大字久兼、大字和字、大字真尾、大字牟礼、大字高井、大字向島、大字台道、岸津一丁目、岸津二丁目、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、牟礼柳、酢貝、岩島一丁目、岩島二丁目、岩島三丁目、中西、敷山町、鐘紡町、協和町、新築地町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字切畑の各全域。

宇部市：相生町、朝日町、上条1丁目、上条2丁目、上条3丁目、上条4丁目、上条5丁目、あすとぴあ1丁目、あすとぴあ2丁目、あすとぴあ3丁目、あすとぴあ4丁目、あすとぴあ5丁目、あすとぴあ6丁目、あすとぴあ7丁目、厚南北1丁目、厚南北2丁目、厚南北3丁目、厚南北4丁目、厚南北5丁目、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目、今村北1丁目、今村北2丁目、今村北3丁目、今村北4丁目、今村北5丁目、今村南1丁目、今村南2丁目、今村南3丁目、岩鼻町、上町1丁目、上町2丁目、鶴の島町、大字芦河内、大字荒瀬、大字襟原、大字今富、大字瓜生野、大字沖宇部、大字沖ノ旦、大字奥万倉、大字小野、大字上宇部、大字川上、大字木田、大字際波、大字車地、大字小串、大字如意寺、大字末信、大字棚井、大字妻崎開作、大字中宇部、大字中野開作、大字中山、大字西沖の山、大字西岐波、大字西万倉、大字西吉部、大字東吉部、大字東岐波、大字東須恵、大字東万倉、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字船木、大字矢矯、大字山中、大字吉見、大字善和、大字椴小野、海南町、上野中町、神原町1丁目、神原町2丁目、亀浦1丁目、亀浦2丁目、亀浦3丁目、亀浦4丁目、亀浦5丁目、川添1丁目、川添2丁目、川添3丁目、北小羽山町1丁目、北小羽山町2丁目、北小羽山町3丁目、北小羽山町4丁目、北琴芝1丁目、北琴芝2丁目、北条1丁目、北条2丁目、草江1丁目、草江2丁目、草江3丁目、草江4丁目、五十目山町、琴崎町、琴芝町1丁目、琴芝町2丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、小松原町1丁目、小松原町2丁目、幸町、笹山町1丁目、笹山町2丁目、芝中町、島1丁目、島2丁目、島3丁目、下条1丁目、下条2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、新天町1丁目、新天町2丁目、新町、末広町、助田町、中央町1丁目、中央町2丁目、中央町3丁目、常藤町、寺の前町、常盤台1丁目、常盤台2丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、床波1丁目、床波2丁目、床波3丁目、床波4丁目、床波5丁目、床波6丁目、中尾1丁目、中尾2丁目、中村1丁目、中村2丁目、中村3丁目、鍋倉町、西宇部南1丁目、西宇部南2丁目、西宇部南3丁目、西宇部南4丁目、西梶返1丁目、西梶返2丁目、西梶返3丁目、錦町、西小串1丁目、西琴芝1丁目、西琴芝2丁目、西中町、西平原1丁目、西平原2丁目、西平原3丁目、西平原4丁目、西本町1丁目、西本町2丁目、野中1丁目、野中2丁目、野中3丁目、野中4丁目、野中5丁目、野原1丁目、野原2丁目、則貞1丁目、則貞

2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、浜田1丁目、浜田2丁目、浜田3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、東小羽山町1丁目、東小羽山町2丁目、東小羽山町3丁目、東小羽山町4丁目、東小羽山町5丁目、東梶返1丁目、東梶返2丁目、東梶返3丁目、東梶返4丁目、東琴芝1丁目、東琴芝2丁目、東芝中町、東新川町、東平原1丁目、東平原2丁目、東藤曲1丁目、東藤曲2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、東見初町、開1丁目、開2丁目、開3丁目、開4丁目、開5丁目、開6丁目、風呂ヶ迫町、文京台1丁目、文京台2丁目、文京台3丁目、文京町、松崎町、松島町、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、港町1丁目、港町2丁目、南小羽山町1丁目、南小羽山町2丁目、南小羽山町3丁目、南小串1丁目、南小串2丁目、南中山町、南浜町1丁目、南浜町2丁目、宮地町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、山門1丁目、山門2丁目、山門3丁目、山門4丁目、山門5丁目、山の手町、若松町、恩田町1丁目、恩田町2丁目、恩田町3丁目、恩田町4丁目、恩田町5丁目、沼1丁目、沼2丁目、沼3丁目、大小路1丁目、大小路2丁目、大小路3丁目、東小串1丁目、東小串2丁目、八王子町の各全域

美祿市美東町：赤郷、大田、綾木、真長田の各全域

美祿市秋芳町：青景、秋吉、岩永下郷、岩永本郷、嘉万、別府の各全域

平成23年6月20日

総務大臣 片山 善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書

平成23年5月18日付け諮問第2006号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

美祢市の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり拒否処分とすることが
適当である。

以上

主 文

平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成6年8月18日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県美祢市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

FBSに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送

イ 再送信の業務を行おうとする区域

山口県美祢市の大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町の全域

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成23年2月から3月までの期間、FBSの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を行った。

しかしながら、FBSは、

- ・地元放送事業者の同意がなければ同意はできない。
- ・申請者の業務区域においてはFBSのアナログ放送の視聴習慣がない。
- ・福岡県と山口県とでは経済圏、文化圏が異なる。隣接の下関以外での再送信は遠慮してほしい。
- ・県域免許であり、山口県への災害等の緊急情報などに責任が取れない（山口県の緊急情報を必ずしも放送できない。）。
- ・総合放送4系統の放送を全国各地域で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。

等とした。これに対して、申請者は、

- ・旧美祢市、旧秋芳町では視聴習慣がないが、旧美東町では山口ケーブルビジョン株式会社（以下「山口ケーブル」という。）による視聴習慣があり、同一市内での平等性が必要であるため申請者についても同意をいただきたい。
- ・申請者の業務区域とFBSの放送対象地域との間には経済的、文化的なつながりがある。
- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等とし、当事者間での協議は平行線のままであるとして、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

FBSが、平成23年4月28日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（1）協議の経過

申請者とFBSとの間の協議は、平成23年2月から3月の間で以下のとおり計2回しか行っておらず、また、FBSは、申請者にアナログ放送について再送信に同意していない現状から、申請者とは裁定申請に至った経緯について十分な協議が尽くされたとは考えていない。

平成23年2月9日、申請者がデジタル放送の再送信について同意を要請した。平成23年3月4日、FBSはアナログ放送の再送信に同意しておらず、視聴習慣もなく、同意はできない旨説明し、申請者に対し協議継続を主張した。

（2）法第13条第2項本文の同意をしない理由

① 放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

再送信により福岡県の情報が氾濫すればするほど、再送信先である山口県の購買力は流出し、山口県の文化や歴史、行政に対する関心の

低下を招く。こうした結果、疲弊するのは山口県勢であり、ひいては山口県民である。多発する災害時には、市町村単位の細やかな警戒情報や被害状況、ライフラインに関する安心安全情報の提供は地元放送事業者にしかなれないが、区域外再送信による放送の視聴により安全安心情報が山口県民に届かないおそれがある。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・平成17年国勢調査によると、申請者が業務区域とする美祢市（旧美祢市）と福岡県との通勤・通学者については、旧美祢市を居住地とする通勤・通学者総数のうち福岡県への通勤・通学者数の割合及び旧美祢市への通勤・通学者総数のうち福岡県からの通勤・通学者数の割合がいずれも全体の約0.5%にも達していないことから、常態的人的交流は認められない。
- ・平成19年度山口県買物動向調査によると、申請者の業務区域にある世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、わずか約0.4%であり、消費活動の流出割合からは、福岡県との生活実態上の関係性は認められない。
- ・FBSの北九州デジタルテレビジョン放送局には、山口県側には電波が極力飛び出さないように抑制して送信しており、放送区域は下関の一部までとなっている。申請者の業務区域はFBSの放送区域から外れており、周防灘沿岸に近い地域ではブースター等の使用により直接受信が可能であるが、申請者の業務区域において直接受信はできないと推測される。
- ・両地域を巡る歴史的経緯として、美祢市の産業の歴史の中で、石炭業、石灰業ともに福岡県とのかかわりは深いことが「美祢市史」に書かれているが、石炭産業の衰退後は、福岡県と美祢市との間に地域間の関連性はほとんどない。
- ・FBSは、申請者に対して、アナログ放送の再送信に同意しておらず、美祢市（旧美祢市）においてFBS視聴習慣も視聴実態もない。

3 判断

法第13条第3項においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、再送信を求める同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができることが定められている。

本規定に基づく申請について、大臣裁定の申請要件を満たしているか否かを判断するための協議手続や、総務大臣の裁定の判断に当たっての法第13条第5項の「正当な理由」の解釈を示すこと等のため、総務省は平成20年4月に「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）を定めている。

FBSの再送信同意を求める申請者の大臣裁定の申請に関して、申請者とFBSとの間で行われてきた再送信の同意を求める協議について、法第13条第3項及び再送信ガイドラインに照らして「協議が調わなかったとき」との要件に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

- (1) まず、申請者とFBSとの間における協議の状況はおおむね以下のとおりであると認められる。
 - ① 平成22年10月13日に、申請者は他市とともにFBSを訪問し、デジタル放送の再送信の同意を申し込み、要望を行った。
 - ② 平成23年2月9日に、申請者はFBSによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行い、今後の協議継続を依頼した。
 - ③ 同年3月4日に、申請者はFBSによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、FBSはアナログ放送の再送信に同意しておらず、視聴習慣もないため同意はできない旨説明し、申請者は大臣裁定を申請するしか方法がない旨を回答した。
- (2) (1)の事実からは、実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の2回のみであり、協議の期間も1カ月に満たず、また、2回目の協議において早くも大臣裁定の申請の意向を述べていることから、申請者とFBSの間においては再送信ガイドラインに則った協議が十分に行われておらず、協議を続ける余地があると解さざるを得ない。
- (3) また、平成23年5月18日の情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会（以下「有線放送部会」という。）における協議状況の確認に対して、申請者はアナログ放送の停波まで期間がなく、県議会の決議等を踏まえて検

討した後に協議を開始したため、限られた協議回数になったとの回答を行ったが、平成 22 年 10 月に行われた県議会の議決等の後、速やかに F B S と協議を重ねることも可能であったものと解される。

(4) さらに、有線放送部会からの求めにより平成 23 年 5 月 31 日付けで申請要件の充当性に係る申請者からの追加資料が提出されたが、そこで述べられている主張については、

- ① 申請者は区域外再送信に行政が介入することは適当ではないとの山口県内の放送事業者の見解を尊重して、山口ケーブルによる F B S とのやりとりを見守っていたとしているが、地方自治体としての立場と有線テレビジョン放送事業者としての立場は異なるものであり、有線テレビジョン放送事業者として協議を尽くすよう努める余地があったものと解される。
- ② 申請者は平成 22 年 10 月の再送信同意申込書提出の際に F B S 側から地元放送事業者の同意の必要性等の見解が示されたことが実質的に協議に当たるとしているが、申請者は長門市及び周南市とともに F B S を訪問した際に、山口県市長会の要望書及び山口県議会の決議の提出と合わせて再送信の同意の申込みを行ったものであり、これに対し F B S は地元放送事業者の同意に関して説明したのみであって、これをもって当事者間において実質的な協議がなされたとは言い難い。
- ③ 申請者は 2 回の協議において相互の主張に接点がなく平行線であったとしているが、F B S は協議中との認識である中で、2 回のみ協議において歩み寄りがみられなかったことをもって、歩み寄る余地がないものとは認められない。

以上により、当事者間の協議の経緯には、回数が少ない短期間の協議の中でも協議が調わず、又はその協議をすることができないときに該当するに至ったとみるべき特段の理由はみられないものである。

(5) 申請者からは協議が不調であるものとして大臣裁定の申請があったが、上述(1)ないし(4)を踏まえると、申請者と F B S 間の現在の状況は、「『協議が調わなかったとき』とは、再送信ガイドラインのⅡの2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにも関わらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう」とされている再送信ガイドラインの定め(Ⅱの3のイ)に照らして「協議が調わなかったとき」に該当しないと判断されるものである。

(6) 以上により、総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の大臣裁定の申請要件に該当しないため、2(2)における法第13条第2項本文の同意をしない理由についての判断は行わないものとする。

4 結論

以上のとおり、平成23年3月30日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

5 その他

今後、山口ケーブルに対する裁定も参考とし、当事者間の十分な協議により解決が図られることを期待するところである。なお、法第13条第3項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当することとなったときは、申請者は改めて裁定申請を行うことができることを念のため申し添える。

主 文

平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成6年8月18日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県美祢市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

RKBに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送

イ 再送信の業務を行おうとする区域

山口県美祢市の大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町の全域

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成23年2月から3月までの期間、RKBの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を行った。

しかしながら、RKBは、地元放送事業者の同意がないことなどから、激変緩和措置として期限を限定した同意を提案した。

これに対して、申請者は、激変緩和措置は問題の先送りであって受け入れられないとし、当時者間での協議は進展がなく、協議が調わないとして、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

RKBが、平成23年4月26日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」

という。) 第 13 条第 4 項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

(1) 協議の経過

申請者からデジタルでの再送信を求める旨の意思表示があったのは、平成 22 年 2 月であったが、申請者と単独では平成 23 年 2 月 18 日から詳細な協議を開始した。同年 3 月 1 日に RKB から具体的な妥協案を示し、状況の打開に向けて動き始めていたところであり、協議は不調に終わったのではなく合意形成に向けて継続中であったと認識している。

大臣裁定申請が出された現在でも、引き続き協議成立に向けて努力したいと考えている。

(2) 法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由

協議の回数のごく限られていたが、アナログ放送の終了が迫っていることもあり、最終的に地元放送事業者の同意は絶対条件ではないと考え、以下の妥協案を提案した。

- ・過去合法的にアナログ放送の再送信に同意した隣接地域のエリアについては受信者保護の観点から激変緩和措置により平成 27 年 3 月末まではデジタル放送の再送信に同意する。その後については、その時点での状況を勘案して協議する。
- ・地元放送事業者による同意は必ずしも必要ではない。

上述提案に対して、申請者は問題の先送りであるとして激変緩和期間終了後も含めた完全同意を求めて譲らず、大臣裁定申請に至ったものである。

3 判断

法第 13 条第 3 項においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、再送信を求める同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができることが定められている。

本規定に基づく申請について、大臣裁定の申請要件を満たしているか否かを判断するための協議手続や、総務大臣の裁定の判断に当たっての法第 13 条第 5

項の「正当な理由」の解釈を示すこと等のため、総務省は平成 20 年 4 月に「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）を定めている。

RKB の再送信同意を求める申請者の大臣裁定の申請に関して、申請者と RKB との間で行われてきた再送信の同意を求める協議について、法第 13 条第 3 項及び再送信ガイドラインに照らして「協議が調わなかったとき」との要件に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

- (1) まず、申請者と RKB との間における協議の状況はおおむね以下のとおりであると認められる。
 - ① 平成 22 年 10 月 29 日に、申請者は他市とともに RKB を訪問し、デジタル放送の再送信の同意を申し込み、要望を行った。
 - ② 平成 23 年 2 月 18 日に、申請者は RKB によるデジタル放送の再送信の同意について協議を行い、今後の協議継続を依頼した。
 - ③ 同年 3 月 1 日に、申請者は RKB によるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、RKB は歩み寄りのため激変緩和措置による解決を目指し期限を区切ったの同意を提案したが、申請者は問題の先送りであって受け入れられず、同意が得られなければ大臣裁定を申請するしか方法がない旨を回答した。
- (2) (1) の事実からは、実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の 2 回のみであり、協議の期間も 2 週間に満たず、また、2 回目の協議において早くも大臣裁定の申請の意向を述べていることから、申請者と RKB の間においては再送信ガイドラインに則った協議が十分に行われておらず、協議を続ける余地があると解さざるを得ない。
- (3) また、平成 23 年 5 月 18 日の情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会（以下「有線放送部会」という。）における協議状況の確認に対して、申請者はアナログ放送の停波まで期間がなく、県議会の決議等を踏まえて検討した後に協議を開始したため、限られた協議回数になったとの回答を行ったが、平成 22 年 10 月に行われた県議会の議決等の後、速やかに RKB と協議を重ねることも可能であったものと解される。
- (4) さらに、有線放送部会からの求めにより平成 23 年 5 月 31 日付けで申請要件の充当性に係る申請者からの追加資料が提出されたが、そこで述べら

れている主張については、

- ① 申請者は区域外再送信に行政が介入することは適当ではないとの山口県内の放送事業者の見解を尊重して、山口ケーブルビジョン株式会社（以下「山口ケーブル」という。）によるRKBとのやりとりを見守っていたとしているが、地方自治体としての立場と有線テレビジョン放送事業者としての立場は異なるものであり、有線テレビジョン放送事業者として協議を尽くすよう努める余地があったものと解される。
- ② 申請者は平成 22 年 10 月の再送信同意申込書提出の際にRKB側から地元放送事業者の同意の必要性等の見解が示されたことが実質的に協議に当たるとしているが、申請者は長門市及び周南市とともにRKBを訪問した際に、山口県市長会の要望書及び山口県議会の決議の提出と合わせて再送信の同意の申込みを行ったものであり、これに対しRKBは地元放送事業者の同意に関して説明したのみであって、これをもって当事者間において実質的な協議がなされたとは言い難い。
- ③ 申請者は2回の協議において相互の主張に接点がなく平行線であったとしているが、RKBは協議中との認識である中で、2回のみ協議において歩み寄りがみられなかったことをもって、歩み寄る余地がないものとは認められない。

以上により、当事者間の協議の経緯には、回数が少ない短期間の協議の中でも協議が調わず、又はその協議をすることができないときに該当するに至ったとみるべき特段の理由はみられないものである。

- (5) 申請者からは協議が不調であるものとして大臣裁定の申請があったが、上述(1)ないし(4)を踏まえると、申請者とRKB間の現在の状況は、「『協議が調わなかったとき』とは、再送信ガイドラインのⅡの2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにも関わらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう」とされている再送信ガイドラインの定め(Ⅱの3のイ)に照らして「協議が調わなかったとき」に該当しないと判断されるものである。
- (6) 以上により、総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の大臣裁定の申請要件に該当しないため、2(2)における法第13条第2項本文の同意をしない理由についての判断は行わないものとする。

4 結論

以上のとおり、平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

5 その他

今後、山口ケーブルに対する裁定も参考とし、当事者間の十分な協議により解決が図られることを期待するところである。なお、法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当することとなったときは、申請者は改めて裁定申請を行うことができることを念のため申し添える。

主 文

平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成6年8月18日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県美祢市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

KBCに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
山口県美祢市の大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町の全域
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成23年2月から3月までの期間、KBCの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を行った。また、並行して、福岡県内の放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、KBCは、

- ・ 地元放送事業者の経営に与える影響などを考慮すると、地元放送事業者の意向は無視できない。
- ・ 申請者は県域免許により放送を行っており、放送対象地域を大事にする立場であるため再送信に同意できない。
- ・ 山口県内の同系列の放送事業者（山口朝日放送株式会社（以下「山口朝日放送」という。））とKBCは、同じ放送内容であり、情報格差はほとんどない。

- ・福岡県と地域的一体性があるのは下関までであり、災害報道や緊急情報についてどのように考えるのか疑問である。九州、福岡県の情報を山口県で放送することに意味があるか疑問である。
- ・再送信同意を求める行政の決議は民間事業者間の問題への行政介入である。
- ・申請者の業務区域においてはアナログ放送の視聴習慣がない。

等とした。これに対して、申請者は、

- ・「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）（平成20年4月策定）では地元放送事業者の同意は必要としていない。
- ・KBCの放送対象地域との間に高速バスが通行しており、通勤・通学の往来もある。社会的にも文化的にもつながりは十分ある。
- ・視聴習慣があり、これまで視聴できていた番組を視聴できなくなることに市民は不満である。
- ・美祢市に福岡県の放送局の電波は届いており、福岡局の放送しか受信できないところもあり、福岡局の放送に市民が慣れ親しんでいる。
- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等として、当事者間での協議を続けても打開策がないとして、平成23年3月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

KBCが、平成23年4月28日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（1）協議の経過

再送信ガイドラインにおいては、協議の原則として、「当事者は、法令を遵守し、互いに誠意をもって協議を行わなければならない」と明示されているが、KBCとのデジタル放送の再送信に係る協議は平成23年2月の2回のみであり、双方が協議終了を確認した事実もなく、協議継続中であるとの認識である。

平成23年2月7日に、KBCは、デジタル放送の再送信について申請者

から同意要請を受け、同月 23 日に、

- ・民放 8 局が再送信される異常性。
- ・区域外再送信への同意を求める山口県市長会要望などの行政介入。
- ・災害情報などが住民に伝わらなくなるおそれ。
- ・地元放送事業者への経営的な影響。

等について質問し、申請者は、

- ・視聴習慣が優先されるべきである。長年の視聴習慣により、市民はチャンネルを使い分けている。
- ・地元放送事業者の民業を圧迫するとしても、民意が上回る。
- ・区域外再送信の視聴習慣が固定しても不利益はない。

等と主張した。

(2) 法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由

①有線テレビジョン放送事業者としての適格性

- ・平成 18 年に申請者から K B C のアナログ放送の再送信同意申請に際し、申請者の基本チャンネル(1ch~12ch)から K B C のチャンネルを外し、C13 チャンネルより後にするように求めた。これに対し、申請者からは何の回答もなく、以後 1 年間、K B C の同意がないまま、違法な再送信を継続した。
- ・平成 19 年に申請者から再度、再送信同意の申請があり、K B C は違法再送信の状態を解消することを最優先し、受信者利益の保護について最大限の配慮を行い、申請者と下述の内容の覚書を交わし、K B C のアナログ放送の再送信の期間延長に同意したが、反故にされているところであり、申請者と正常な取引を行うことはできない。
 - (ア) アナログ放送の再送信を行うに際し、リモコンチャンネルを C13 チャンネルより後に移行させる。本覚書締結時まで移行が完了できない場合は、申請者は、引き続き、移行実現に向けて努力する。
 - (イ) 地上デジタル放送の再送信は行わない。
 - (ウ) 地上デジタル放送の再送信について、社会的な状況変化が生じた場合、誠意をもって協議する。
- ・上述(ウ)について、申請者は、平成 22 年 8 月 26 日の山口県市長会に

よる意見書及び同年 10 月 8 日の山口県議会による決議において、受信者である住民の利益を守る立場に立って、区域外再送信の問題の早期解決を図るよう地方自治体として要望しているが、これは申請者が行政の立場を利用して圧力をかける内容である。

- ・申請者は当初から覚書の内容を遵守する意思がなかったのではないかとの疑念を持たざるを得ず、申請者が求める再送信に同意できない。

②放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

- ・ K B C の放送の自社制作率は、ニュースや情報系の番組を中心に約 20.6%と、全国のローカル局の中でも高い水準である。自社制作番組（当初から山口県でも放送する意図で制作した 2 番組を除く。）について、K B C は山口県で放送する番組編集上の意図を持っておらず、それぞれの放送対象地域で生活している視聴者を対象に放送している。有線テレビジョン放送による再送信によって、K B C が放送を意図していない地域において同社の番組が放送されることは、K B C の番組編集上の意図が害されていることに他ならない。
- ・緊急地震速報などの防災情報は、基本的には放送対象地域である福岡県以外においては放送されず、山口県において、有線テレビジョン放送の再送信により福岡県の放送を視聴していた人は、防災情報に気づかないことがあり、避難が遅れ、最悪の場合、人命が失われる。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・平成 17 年度国勢調査によると、美祢市から福岡県に通勤・通学している人は 15 歳以上で、わずか 36 人であり、そのうち 21 人は北九州市に通っている。また、北九州市から美祢市に通勤・通学している人は 10 人しかいない。
- ・国土交通省の「全国幹線旅客純流動調査」（平成 17 年）によれば、山口県、九州各県の県庁所在地の生活圏と福岡生活圏との間の休日 1 日当たりの旅客流動を見ると、山口生活圏から福岡生活圏を訪れた人数が 2,031 人、福岡生活圏から山口生活圏を訪れた人数が 2,124 人とどまり、福岡生活圏と熊本生活圏、大分生活圏及び長崎生活圏との間の旅客流動がはるかに上回っている。

※各生活圏の対象市町村（平成 17 年当時）

- ・山口生活圏：山口市、防府市、美東町、秋芳町、阿東町
- ・福岡生活圏：福岡市等 22 市町村

- ・熊本生活圏：熊本市等 30 市町村
- ・長崎生活圏：長崎市等 9 市町村
- ・大分生活圏：大分市等 11 市町村
- ・平成 19 年度「山口県買物動向調査報告書」によれば、申請者の業務区域の世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、わずか約 0.4%である。
- ・北九州と下関については地域の一体性を認めるが、福岡県と山口県は、隣県と言いながらも、通勤や通学などによる人の移動が少なく、経済的、文化的な相互交流が活発とは言い難く、地域としての一体性はない。
- ・申請者の業務区域である旧美祢市は、KBCの北九州中継局から最短距離の地域までであっても 35km 以上離れており、明らかにKBCの放送対象地域外。山間地区で電波が受信可能であっても、常時安定した受信環境にあるとは言えない。
- ・KBCのデジタル放送は、平成 18 年 12 月のデジタル放送開局以来 4 年以上にわたり、申請者の業務区域において再送信されておらず、既に当社のデジタル放送に対する視聴習慣がないことを意味する。この約 4 年間は、一定期間の経過措置（激変緩和措置）であったと言える。

③同一系列の山口朝日放送の番組との同一性

申請者は、受信者から福岡県の番組の視聴の要望が強いとしているが、同じテレビ朝日系列であるKBCと山口朝日放送は、放送している番組に大差なく、両社が同一の放送番組を同日・同時刻に放送している放送時間名の割合は、総放送時間の約 53.8%、6時から 24 時までの時間の約 61.6%である。異なる時間帯に同一のドラマを放送する場合なども加えると同一の番組の比率は総放送時間で約 1.9%、6時から 24 時までで約 2.5%増加する。

3 判断

法第 13 条第 3 項においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、再送信を求める同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができることが定められている。

本規定に基づく申請について、大臣裁定の申請要件を満たしているか否かを判断するための協議手続や、総務大臣の裁定の判断に当たっての法第 13 条第 5

項の「正当な理由」の解釈を示すこと等のため、総務省は平成 20 年 4 月に再送信ガイドラインを定めている。

KBC の再送信同意を求める申請者の大臣裁定の申請に関して、申請者と KBC との間で行われてきた再送信の同意を求める協議について、法第 13 条第 3 項及び再送信ガイドラインに照らして「協議が調わなかったとき」との要件に該当するか否かを以下のとおり判断する。

(1) まず、申請者と KBC との間における協議の状況はおおむね以下のとおりであると認められる。

- ① 平成 22 年 10 月 13 日に、申請者は他市とともに KBC を訪問し、デジタル放送の再送信の同意を申し込み、要望を行った。
- ② 平成 23 年 2 月 7 日に、申請者は KBC によるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、KBC からデジタル放送の再送信の同意については同日が初めての協議との認識が示されたのに対して、申請者は平成 22 年 10 月には他市も同行しており申請者のことばかり言えなかったが、デジタル放送の再送信の同意についてお願いした旨を回答した。
- ③ 平成 23 年 2 月 23 日に、申請者は KBC によるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、申請者から大臣裁定を申請するしか方法がない旨の主張があったところ、KBC は当事者間の話はしており、大臣裁定は避けたい旨を回答した。

(2) (1) の事実からは、実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の 2 回のみであり協議の期間も 3 週間に満たず、また、2 回目の協議において早くも大臣裁定の申請の意向を述べていることから、申請者と KBC との間においては再送信ガイドラインに則った協議が十分に行われておらず、協議を続ける余地があると解さざるを得ない。

(3) また、平成 23 年 5 月 18 日の情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会（以下「有線放送部会」という。）における協議状況の確認に対して、申請者はアナログ放送の停波まで期間がなく、県議会の決議等を踏まえて検討した後に協議を開始したため、限られた協議回数になったとの回答を行ったが、平成 22 年 10 月に行われた県議会の議決等の後、速やかに KBC と協議を重ねることも可能であったものと解される。

(4) さらに、有線放送部会からの求めにより平成 23 年 5 月 31 日付けで申請

要件の充当性に係る申請者からの追加資料が提出されたが、そこで述べられている主張については、

- ① 申請者は区域外再送信に行政が介入することは適当ではないとの山口県内の放送事業者の見解を尊重して山口ケーブルビジョン株式会社（以下「山口ケーブル」という。）によるKBCとのやりとりを見守っていたとしているが、地方自治体としての立場と有線テレビジョン放送事業者としての立場は異なるものであり、有線テレビジョン放送事業者として協議を尽くすよう努める余地があったものと解される。
- ② 申請者は平成22年10月の再送信同意申込書提出の際にKBC側から地元放送事業者の同意の必要性等の見解が示されたことが実質的に協議に当たるとしているが、申請者は長門市及び周南市とともにKBCを訪問した際に、山口県市長会の要望書及び山口県議会の決議の提出と合わせて再送信の同意の申込みを行ったものであり、これに対してKBCは地元放送事業者の同意に関して説明したのみであって、これをもって当事者間において実質的な協議がなされたとは言い難い。
- ③ 申請者は2回の協議において相互の主張に接点がなく平行線であったとしているが、KBCは協議中との認識である中で、2回のみ協議において歩み寄りがみられなかったことをもって、歩み寄る余地がないものとは認められない。

以上により、当事者間の協議の経緯には、回数が少ない短期間の協議の中でも協議が調わず、又は協議をすることができないときに該当するに至ったとみるべき特段の理由はみられないものである。

- (5) 申請者からは協議が不調であるものとして大臣裁定の申請があったが、上述(1)ないし(4)を踏まえると、申請者とKBC間の現在の状況は、「『協議が調わなかったとき』とは、再送信ガイドラインのⅡの2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにも関わらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう」とされている再送信ガイドラインの定め(Ⅱの3のイ)に照らして「協議が調わなかったとき」に該当しないと判断されるものである。

- (6) 以上により、総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の大臣裁定の申請要件に該当しないため、2(2)における法第13条第2項本文の同意をしない理由についての判断は行わないものとする。

4 結論

以上のとおり、平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

5 その他

今後、山口ケーブルに対する裁定も参考とし、当事者間の十分な協議により解決が図られることを期待するところである。なお、法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当することとなったときは、申請者は改めて裁定申請を行うことができることを念のため申し添える。

主 文

平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成6年8月18日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県美祢市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「FBS」という。）、RKB毎日放送株式会社（以下「RKB」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）及び株式会社TVQ九州放送（以下「TVQ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成23年3月30日付けで本件申請を行った。

TVQに関する申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

ア 再送信しようとするテレビジョン放送

北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送

イ 再送信の業務を行おうとする区域

山口県美祢市の大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町の全域

ウ 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

エ 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成23年2月、TVQの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を行った。

しかしながら、TVQは、

- ・地元放送事業者の同意がないものにTVQが同意を強行するのはリスクが大きい。
- ・美祢市はスピルオーバーの状況からも同意が難しい。

等とした。これに対して、申請者は、

- ・同じ美祢市内で山口ケーブルビジョン株式会社（以下「山口ケーブル」という。）は裁定申請を準備しているため美祢市も同じ動きとしたい。
- ・下関に対して再送信同意するのであれば、隣接する美祢市にも同意してほしい。

- ・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等として、当事者間では協議の進展がなく、協議が調わないことから、平成 23 年 3 月に本件申請を行ったものである。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

T V Q が、平成 23 年 5 月 2 日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第 13 条第 4 項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

(1) 協議の経過

T V Q と申請者は平成 23 年 2 月に計 2 回の協議を行っており、同月 9 日に、デジタル放送の同意を要請した。その後、同月 23 日に、T V Q から申請者に対し、地元放送事業者の同意状況、再送信を求められている地域との一体性等について総合的に勘案すると同意は困難であると回答した。申請者との実質的な協議は僅か 2 回に過ぎず、山口ケーブルによる大臣裁定申請に便乗するもので、協議して当事者間で解決を図ろうという意図は感じられない。

(2) 法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由

①放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

- ・ T V Q は、福岡県域を放送対象地域としており、福岡県民による視聴を想定したローカル番組の編成・制作を行っている。CM についても福岡県内が到達エリアであるということが広告主との了解事項となっている。
- ・ 地域的関連性が薄く、スピルオーバーもない放送対象地域外の有線テレビジョン放送事業者による再送信については、地域情報に関する放送責任を果たし得ないことから、地元放送事業者の了承がない限り再送信の同意をしていない。例えば、気象情報、災害情報やその他の地域ニュースの提供については、山口県などの隣接県の視聴者を対象としておらず、山口県の視聴者にとって関心の高い出来事

があっても、地域情報については福岡県の視聴者の情報ニーズを優先するのが放送事業者の責務である。

- ・また、このようにして編成された地域情報番組を有線テレビジョン放送事業者がそのまま再送信によって放送対象地域外の視聴者に提供すれば、視聴者にとっては知りたいことが報道されないチャンネルということになりかねない。一例を挙げれば、山口県知事選挙や山口県市長選挙等はＴＶＱのニュース番組においては報道していない。
- ・したがって、放送対象地域外で再送信がなされることは、ＴＶＱの放送目的から大きく外れ、ＴＶＱの放送の地域性に係る意図が侵害されることになる。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・平成 17 年国勢調査によると、申請者の業務区域(旧美祢市)と福岡県との通勤・通学の移動状況は、福岡県から美祢市へ 1 日 20 人、美祢市から福岡県へ 1 日 36 人。美祢市の人口約 28,000 人からすれば極めて少ない。
- ・経済的取引状況について、平成 17 年国土交通省ＯＤ調査によると、美祢市から福岡県への 1 日当たりの交通流動（乗用車・小型貨物・普通貨物）は僅か 375 台であり、密接な経済的取引があるとは判断できない。
- ・申請者の提示したスピルオーバー調査概要によると、美祢市内 3 地点の調査地点の全てにおいてＴＶＱのデジタル放送が良好に受信できたとしているが、これら調査地点は条件が良いところであり、美祢市全体としては大半の地区でＴＶＱの放送を直接受信することはできない。
- ・申請者が再送信の業務を行おうとする旧美祢市と福岡県の間には下関市があり、申請者の業務区域は隣接地域とは言えず、「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における『正当な理由』の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）（平成 20 年 4 月策定）に定める「一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から

一見明白に遠方にあると認められる地域」であることは明白である。

③地元放送事業者の同意

TVQを始めとするテレビ東京系列の放送事業者は、同系列の地元放送事業者がない山口県内の希望する放送事業者に対して番組を販売しており、当該収入が貴重な収入源の一つとなっている。地元放送事業者の了承が得られないまま山口県内において再送信に同意を行う場合、テレビ東京系列の番組販売収入が減少することが予想されるため、地元放送事業者の同意のない再送信同意は極めて困難である。

3 判断

法第13条第3項においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、再送信を求める同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができることが定められている。

本規定に基づく申請について、大臣裁定の申請要件を満たしているか否かを判断するための協議手続や、総務大臣の裁定の判断に当たっての法第13条第5項の「正当な理由」の解釈を示すこと等のため、総務省は平成20年4月に再送信ガイドラインを定めている。

TVQの再送信同意を求める申請者の大臣裁定の申請に関して、申請者とTVQとの間で行われてきた再送信の同意を求める協議について、法第13条第3項及び再送信ガイドラインに照らして「協議が調わなかったとき」との要件に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

(1) まず、申請者とTVQとの間における協議の状況はおおむね以下のとおりであると認められる。

- ① 平成22年10月12日に、申請者は他市とともにTVQを訪問し、デジタル放送の再送信の同意を申し込み、要望を行った。
- ② 平成23年2月9日に、申請者はTVQによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行い、今後の協議継続を依頼した。
- ③ 同月23日に、申請者はTVQによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、申請者は、同意が得られなければ大臣裁定を申請するしか方法がない旨主張し、これに対して、TVQは、地元放送事業者の同意が得られないことなどにより、同意はできない旨回答し

た。

- (2) (1) の事実からは、実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の2回のみであり、協議の期間も約2週間であって、また、2回目の協議において早くも大臣裁定の申請の意向を述べていることから、申請者とTVQの間においては再送信ガイドラインに則った協議が十分に行われておらず、協議を続ける余地があると解さざるを得ない。
- (3) また、平成23年5月18日の情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会（以下「有線放送部会」という。）における協議状況の確認に対して、申請者はアナログ放送の停波まで期間がなく、県議会の決議等を踏まえて検討した後に協議を開始したため、限られた協議回数になったとの回答を行ったが、平成22年10月に行われた県議会の議決等の後、速やかにTVQと協議を重ねることも可能であったものと解される。
- (4) さらに、有線放送部会からの求めにより平成23年5月31日付けで申請要件の充当性に係る申請者からの追加資料が提出されたが、そこで述べられている主張については、
- ① 申請者は区域外再送信に行政が介入することは適当ではないとの山口県内の放送事業者の見解を尊重して、山口ケーブルによるTVQとのやりとりを見守っていたとしているが、地方自治体としての立場と有線テレビジョン放送事業者としての立場は異なるものであり、有線テレビジョン放送事業者として協議を尽くすよう努める余地があったものと解される。
 - ② 申請者は平成22年10月の再送信同意申込書提出の際にTVQから地元放送事業者の同意の必要性等の見解が示されたことが実質的に協議に当たるとしているが、申請者は長門市及び周南市とともにTVQを訪問した際に、山口県市長会の要望書及び山口県議会の決議の提出と合わせて同意の申込みを行ったものであって、これに対してTVQは地元放送事業者の同意に関して説明したのみであり、これをもって当事者間において実質的な協議がなされたとは言い難い。
 - ③ 申請者は2回の協議において相互の主張に接点がなく平行線であったとしているが、TVQは協議中との認識である中で、2回のみ協議において歩み寄りがみられなかったことをもって、歩み寄る余地がないものとは認められない。
- 以上により、当事者間の協議の経緯には、回数が少ない短期間の協議の

中でも協議が調わず、又は協議をすることができないときに該当するに至ったとみるべき特段の理由はみられないものである。

(5) 申請者からは協議が不調であるものとして大臣裁定の申請があったが、上述(1)ないし(4)を踏まえると、申請者とTVQ間の現在の状況は、「『協議が調わなかったとき』とは、再送信ガイドラインのⅡの2の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにも関わらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう」とされている再送信ガイドラインの定め(Ⅱの3のイ)に照らして「協議が調わなかったとき」に該当しないと判断されるものである。

(6) 以上により、総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の大臣裁定の申請要件に該当しないため、2(2)における法第13条第2項本文の同意をしない理由についての判断は行わないものとする。

4 結論

以上のとおり、平成23年3月30日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、法第13条第3項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

5 その他

今後、山口ケーブルに対する裁定も参考とし、当事者間の十分な協議により解決が図られることを期待するところである。なお、法第13条第3項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当することとなったときは、申請者は改めて裁定申請を行うことができることを念のため申し添える。